

V 参 考 资 料

1 平成 30 年度の地方財政

(1)平成 30 年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成 30 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成 29 年 12 月 19 日閣議了解、平成 30 年 1 月 22 日閣議決定された。この中で、以下の平成 29 年度の経済動向、平成 30 年度の経済見通し及び平成 30 年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

(ア)平成 29 年度の経済動向

平成 29 年度の我が国経済をみると、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復している。海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある。

政府は、持続的な経済成長の実現に向け、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、平成 29 年 12 月 8 日に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。あわせて、追加的財政需要に適切に対処するため、平成 29 年 12 月 22 日に平成 29 年度補正予算を閣議決定した。雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復が続くことが見込まれる。

物価の動向をみると、原油価格の上昇の影響等により、消費者物価(総合)は前年比で上昇している。

この結果、平成 29 年度の実質国内総生産(実質 GDP)成長率は 1.9%程度、名目国内総生産(名目 GDP)成長率は 2.0%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は 0.7%程度の上昇と見込まれる。

(イ)平成 30 年度の経済見通し

平成 30 年度の我が国経済は、海外経済の回復が続く下、「平成 30 年度の経済財政運営の基本的態度」の政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まる中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成 30 年度の実質 GDP 成長率は 1.8%程度、名目 GDP 成長率は 2.5%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は 1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

(ウ)平成 30 年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600 兆円経済の実現を目指す。

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020 年に向けて取り組んでいく。世界に胎動する「生産性革命」を牽引し、これを世界に先駆けて実現することを、2020 年度までの最重要課題と位置づけ、3 年間で集中投資期間として期限を区切り、その実現に取り組む。また、「人づくり革命」は長期的な課題であるが、2020 年度までの間に、これまでの制度や慣行にとられない新しい仕組みづくりに向けた基礎を築く。

成長と分配の好循環により、国民全体が成長を享受できる。「全世代型」の社会保障制度により、子育てや介護に対する不安なしに、誰にでも活躍の場があり、お年寄りも若者も安心して暮らすことができる社会を目指す。

財政健全化については、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、プライマリーバランスの黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画を示す。平成 30 年度予算は、「基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

イ 国の予算

政府は、「平成 30 年度予算編成の基本方針」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)及び「平成 30 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成 29 年 12 月 22 日、平成 30 年度予算政府案を閣議決定した。

平成 30 年度予算は、「平成 30 年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

(ア)平成 30 年度予算の基本的な考え方

- a 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成 27 年 10 月からはアベノミクスの第 2 ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」(戦後最大の名目 GDP600 兆円、希望出生率 1.8、介護離職ゼロ)を打ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。
- b これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDP は名目、実質ともに増加しており、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は大きく改善し、経済の好循環が実現しつつある。
- c 他方、経済の先行きについては、緩やかに回復していくことが期待されるものの、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波及させ、経済の好循環を更に加速させるように、施策を実施していく必要がある。

- d また、我が国財政は、国・地方の債務残高が GDP の 2 倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の 2 割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。
- e 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600 兆円経済の実現を目指す。このため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていく。「新しい経済政策パッケージ」を推進するとともに、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、プライマリーバランスの黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画を併せて示す。
- f 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。
- 第一の矢である「戦後最大の名目 GDP600 兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍、働き方改革も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確かなものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第二の矢である「希望出生率 1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。
- g 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。

(イ)平成 30 年度予算の編成についての考え方

- a 平成 30 年度予算編成に向けては、これまでも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。
- 財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。
- b 誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創りあげるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、一億総活躍社会実現の取組を加速する。
- また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進める。
- c 平成 30 年度予算は、「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとともに、基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

- d 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換する考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、地方自治体も含めた「見える化」の徹底・拡大や優良事例の全国展開に取り組む。また、PDCAサイクル(計画(Plan)―実施(Do)―点検・評価(Check)―施策の改善(Action)のサイクル)の実効性を高めるため、証拠に基づく政策立案(EBPM, Evidence-based Policymaking)の視点を踏まえ、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

このような方針に基づいて編成された平成30年度の一般会計予算案の規模は97兆7,128億円で、前年度当初予算と比べると2,581億円増加(0.3%増)となっており、基礎的財政収支対象経費は74兆4,108億円で、前年度当初予算と比べると4,846億円増加(0.7%増)となった。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は2兆3,593億円で、前年度当初予算(2兆6,896億円)と比べると3,303億円減少(12.3%減)となった。

財政投融资計画の規模は14兆4,631億円で、前年度計画額と比べると6,651億円減少(4.4%減)となった。

なお、平成30年度当初予算案は、平成30年1月22日に国会に提出され、3月28日に成立した。

(2) 地方財政計画

平成30年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、「基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成29年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、平成 29 年 5 月 31 日に「未来につながる地域社会に向けた地方税財政改革についての意見」及び平成 29 年 12 月 12 日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成 30 年度の地方財政への対応についての意見」(附属資料参照)が述べられた。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成 30 年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

ア 通常収支分

(ア) 地方税制については、平成 30 年度地方税制改正では、地方消費税の清算基準について抜本的な見直しを行うほか、土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長、個人住民税の基礎控除等の見直し、たばこ税の税率の引上げ等の税制上の措置を講じることとしている。また、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設を決定している。

(イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

a 財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等により対処することとした残余については、平成 29 年度に講じた平成 31 年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補填措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

b これに基づき、平成 30 年度の財源不足見込額 6 兆 1,783 億円については、次により補填する。

(a) 地方交付税については、平成 28 年度分の精算による 2,245 億円の減額を繰り延べるほか、国の一般会計加算により 7,022 億円(地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の加算額 3,367 億円、平成 22 年 12 月 22 日付け総務・財務両大臣覚書第 3 項(2)及び平成 28 年 12 月 19 日付け総務・財務両大臣覚書第 8 項に定める平成 30 年度における「乖離是正分加算額」2,000 億円並びに臨時財政対策特例加算額 1,655 億円)増額する。

また、交付税特別会計剰余金 750 億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金 4,000 億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

- (b) 地方財政法第 5 条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を 3 兆 9,865 億円発行する。
- (c) 建設地方債(財源対策債)を 7,900 億円増発する。
- c 上記の結果、平成 30 年度の地方交付税については、16 兆 85 億円(前年度比 3,213 億円、2.0%減)を確保する。
- d 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」(平成 19 年法律第 23 号)附則第 4 条第 1 項に基づき、4,000 億円の償還を実施する。
- (ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、11 兆 6,456 億円(普通会計分 9 兆 2,186 億円及び公営企業会計等分 2 兆 4,270 億円)とする。
- なお、地方公共団体金融機構資金については、地方公共団体金融機構法附則第 25 条に基づく地方公共団体金融機構の業務の在り方全般に関する検討の結果を踏まえ、現行制度に係る同機構の枠組みの下で、引き続き所要額を確保することとしている。
- (エ) 地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- a 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き 1 兆円(前年度同額)を計上する。
- b 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、内容を拡充し 4,800 億円(前年度比 1,300 億円増)に増額するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を 5,000 億円(前年度同額)確保することとし、全体で前年度に比し 3.2%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
- c 「重点課題対応分」については、引き続き 2,500 億円(前年度同額)を計上する。
- d 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
- e 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
- f 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講じる。
- g 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

- (オ) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

イ 東日本大震災分

(ア) 復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,227 億円を確保する。また、一般財源充当分として 77 億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画(東日本大震災分)における復旧・復興事業の規模は、53 億円(普通会計分 32 億円及び公営企業会計等分 21 億円)とする。

- c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費 1 兆 1,079 億円を計上する。

(イ) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置(平成 25 年度～平成 35 年度)による地方税の収入見込額として 728 億円を計上するとともに、一般財源充当分として 306 億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成 30 年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は 86 兆 8,973 億円で、前年度と比べると 2,775 億円増加(0.3%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 1 兆 1,079 億円で、前年度と比べると 1,763 億円減少(13.7%減)、全国防災事業が 1,035 億円で、前年度と比べると 89 億円増加(9.4%増)となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は 39 兆 4,294 億円で、前年度と比べると 3,631 億円増加(0.9%増)(道府県税 1.7%減、市町村税 3.2%増)、地方譲与税は 2 兆 5,754 億円で、前年度と比べると 390 億円増加(1.5%増)、地方特例交付金は 1,544 億円で、前年度と比べると 216 億円増加(16.3%増)、地方交付税は 16 兆 85 億円で、前年度と比べると 3,213 億円減少(2.0%減)、国庫支出金は 13 兆 6,512 億円で、前年度と比べると 1,126 億円増加(0.8%増)、地方債(普通会計分)は 9 兆 2,186 億円で、前年度と比べると 279 億円増加(0.3%増)となった。

歳出では、給与関係経費は 20 兆 3,144 億円で、前年度と比べると 65 億円減少(0.0%減)となった。なお、地方財政計画における職員数については、84 人の純減としている。一般行政経費は 37 兆 522 億円で、前年度と比べると 4,932 億円増加(1.3%増)となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は 14 兆 614 億円で、前年度と比べると 401 億円増加(0.3%増)となった。公債費は 12 兆 2,064 億円で、前年度と比べると 3,838 億円減少(3.0%減)、投資的経費は 11 兆 6,180 億円で、前年度と比べると 2,610 億円増加(2.3%増)となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は 5 兆 8,076 億円で、前年度と比べると 1,779 億円増加(3.2%増)となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は 4,227 億円で、前年度と比べると 276 億円減少(6.1%減)、国庫支出金は 6,688 億円で、前年度と比べると 1,371 億円減少(17.0%減)などとなった。歳出では、一般行政経費は 2,950 億円で、前年度と比べると 1,250 億円減少(29.8%減)、投資的経費は 7,810 億円で、前年度と比べると 531 億円減少(6.4%減)などとなった。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では地方税は 728 億円で、前年度と比べると 8 億円増加(1.1%増)などとなった。歳出では公債費は 1,035 億円で、前年度と比べると 89 億円増加(9.4%増)となった。

また、平成 30 年度の地方債計画の規模は、通常収支分が 11 兆 6,456 億円(普通会計分 9 兆 2,186 億円、公営企業会計等分 2 兆 4,270 億円)で、前年度と比べると 199 億円増加(0.2%増)となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が 53 億円(普通会計分 32 億円、公営企業会計等分 21 億円)で、前年度と比べると 135 億円減少(71.8%減)となった。

(3)平成 30 年度一般会計の予備費の使用

ア「平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく予備費の使用(第一弾)

(ア)主な内容

政府は、平成 30 年 7 月豪雨による被災地の生活の再建と生業の再建に向け、緊急に対応すべき施策を「平成 30 年 7 月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」(平成 30 年 8 月 2 日平成 30 年 7 月豪雨非常災害対策本部会議)として取りまとめ、速やかに予備費等で対応を進めていくこととし、平成 30 年度一般会計の予備費の使用を平成 30 年 8 月 3 日に閣議決定した。

この予備費の使用においては、生活の再建関連経費 162 億円、生業の再建関連経費 611 億円、災害応急復旧関連経費 16 億円、災害救助関連経費 269 億円が計上された。

(イ)平成 30 年度一般会計の予備費の使用に係る財政措置

この予備費の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講じることとした。

a 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる投資的経費等に係る地方負担額については、以下のとおり措置する。

(a) 災害復旧事業債

i 補助災害復旧事業債

地方負担額の100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

ii 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで地方債を発行できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

iii 一般単独災害復旧事業債

地方負担額の100%まで一般単独災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、47.5~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(b) 公共事業等債

地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(c) 一般事業債

災害援護貸付金について、資金手当として地方負担額の100%まで一般事業債を充当できる。

b 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる災害救助費及び災害弔慰金等に係る地方負担額については、所要の特別交付税措置を講じる。

イ「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく予備費の使用(第二弾)

(ア) 主な内容

政府は、「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」に基づく予備費第二弾として、平成30年度一般会計の予備費の使用を平成30年9月7日に閣議決定した。

この予備費の使用においては、生活の再建関連経費4億円、生業の再建関連経費19億円、災害応急復旧関連経費593億円が計上された。

(イ) 平成30年度一般会計の予備費の使用に係る財政措置

この予備費の使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講じることとした。

- a 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、以下のとおり措置する。
- (a) 補助災害復旧事業債
- 地方負担額の 100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- (b) 公共事業等債
- 地方負担額の 100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の 80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- b 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる被災農業者向け経営体育成支援事業に係る地方負担額については、その 70%(施設の撤去に係るものについては 80%)を特別交付税により措置する。

(4)平成 30 年度補正予算

ア 平成 30 年度補正予算(第 1 号)

平成 30 年度補正予算(第 1 号)は、平成 30 年 10 月 15 日に閣議決定、平成 30 年 10 月 24 日に第 197 回国会に提出され、11 月 7 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、平成 30 年 7 月豪雨への対応 5,034 億円、平成 30 年北海道胆振東部地震への対応 1,188 億円、台風第 21 号、大阪北部地震等への対応 1,053 億円、熱中症対策としてのエアコン設置 822 億円、倒壊の危険性のあるブロック塀対応 259 億円等が追加計上された。また、歳入面で、公債金(建設公債)6,950 億円、税外収入 42 億円、前年度剰余金受入 2,364 億円が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 30 年度当初予算に対し、9,356 億円増加し、98 兆 6,484 億円となった。

イ 平成 30 年度補正予算(第 1 号)に係る財政措置等

(ア)通常収支分

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講ずることとした。

- a この補正予算により平成 30 年度に追加されることとなる投資的経費等に係る地方負担額については、原則として、その 100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。
- (a) 災害復旧事業債
- i 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

ii 災害対策債

(i) 平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る事業

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の 95%を特別交付税により措置する。

(ii) 上記(i)以外の事業

災害廃棄物処理事業について、地方負担額の 80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の 57%を特別交付税により措置する。

iii 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その 47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

iv 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大 50%までを特別交付税により措置する。

(b) 平成 30 年 7 月豪雨への対応に伴う投資的経費(災害復旧事業を除く)に係る補正予算債

平成 30 年 7 月豪雨への対応に伴う投資的経費(災害復旧事業を除く)に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その 80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(c) ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業に係る補正予算債

ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その 60%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については単位費用により措置する。

(d) 一般事業債

災害援護貸付金について、資金手当として一般事業債を充当できる。

b この補正予算により平成 30 年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、以下のとおり措置する。

(a) 災害救助費及び災害弔慰金等

災害救助費及び災害弔慰金等に要する経費に対して、所要の特別交付税措置を講じる。

(b) 国宝重要文化財等保存整備事業

地方負担額の 80%を特別交付税により措置する。

(c) 被災農業者向け経営体育成支援事業

地方負担額の 70%(施設の撤去に係るものについては 80%)を特別交付税により措置する。

(イ)東日本大震災分

この補正予算においては、地方負担の追加は生じない。

ウ 平成 30 年度補正予算(第 2 号)

平成 30 年度補正予算(第 2 号)は、平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定、平成 31 年 1 月 28 日に第 198 回国会に提出され、2 月 7 日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、防災・減災、国土強靱化 1 兆 723 億円、TPP 協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化策等 3,256 億円、中小企業・小規模事業者に対する支援 2,068 億円、国民生活の安全・安心の確保 7,512 億円、災害復旧等 2,136 億円、地方交付税交付金 5,108 億円等を追加計上するほか、既定経費の減額 1 兆 2,909 億円の修正減少額等が計上された。また、歳入面で、税収 8,490 億円、税外収入 1,393 億円、前年度剰余金受入 7,131 億円、公債金 1 兆 82 億円が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成 30 年度補正予算(第 1 号)による補正後予算に対し、2 兆 7,097 億円増加し、101 兆 3,581 億円となった。

エ 平成 30 年度補正予算(第 2 号)に係る財政措置等

(ア)通常収支分

この補正予算においては、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じることとした。

a 地方交付税

この補正予算において、地方交付税法第 6 条第 2 項の規定に基づき増額される平成 30 年度分の地方交付税の額 5,311 億円(平成 29 年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増額 2,684 億円、平成 30 年度国税収入の補正に伴う地方交付税法定率分の増額 2,627 億円)については、平成 30 年度において、普通交付税の調整額の復活に要する額 396 億円を交付するとともに、本年度の災害の状況にかんがみ、700 億円を特別交付税の総額に加算することとしたうえで、残余の額 4,215 億円について平成 31 年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

b 追加の財政需要

(a) この補正予算により平成 30 年度に追加されることとなる投資的経費等に係る地方負担額については、原則として、その 100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲

げるものを除き、後年度における元利償還金の 50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。

i 災害復旧事業債

(i) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(ii) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その 95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その 57%を特別交付税により措置する。

(iii) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その 47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(iv) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大 50%までを特別交付税により措置する。

ii 熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨への対応に伴う投資的経費(災害復旧事業を除く)に係る補正予算債

熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨への対応に伴う投資的経費(災害復旧事業を除く)に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その 80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

iii 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

(b) この補正予算により平成 30 年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,200 億円)の一部により対応する。

(イ)東日本大震災分

この補正予算においては、地方負担の追加は生じない。

オ 地方公務員の給与改定

平成 30 年の国家公務員の給与改定については、国の給与関係法の公布及び施行(平成 30 年 11 月 30 日)に伴い、その取扱いが決定されたが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員法」(昭和 25 年法律第 261 号)の趣旨に沿って適切に対応されるよう「地方公

務員の給与改定等に関する取扱いについて」(平成 30 年 11 月 6 日付け総務副大臣通知)で通知した。

なお、当該給与改定に係る一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額(4,200 億円)の一部により対応することとした。

(5) 地方公共団体の予算

平成 30 年度の地方公共団体の普通会計予算の総額(都道府県及び市町村(一部事務組合等を除く)の単純合計)は、前年度と比べると当初予算では 0.2%減、9 月補正後予算では 0.5%増となっている。

主な内訳をみると、歳入では、

- 地方税が当初予算、9 月補正後予算ともに 2.8%増
- 地方譲与税が当初予算、9 月補正後予算ともに 1.6%増
- 地方交付税が当初予算では 2.1%減、9 月補正後予算では 2.0%減
- 国庫支出金が当初予算では 1.0%減、9 月補正後予算では 1.3%増
- 地方債が当初予算では 0.6%減、9 月補正後予算では 1.8%増

となっている。一方、歳出では、

- 人件費が当初予算では 0.2%増、9 月補正後予算では 0.3%増
- 扶助費が当初予算では 2.8%増、9 月補正後予算では 2.9%増
- 補助費等が当初予算では 4.0%減、9 月補正後予算では 3.6%減
- 普通建設事業費が当初予算では 2.0%増、9 月補正後予算では 2.8%増
- 災害復旧事業費が当初予算では 7.4%減、9 月補正後予算では 49.5%増

となっている。

詳細は [第 51 表](#) のとおりとなっている。

第51表 平成30年度普通会計予算の状況(9月補正後)

その1 歳入

| 区 分 | 予 算 額 | | | | | | | | 構 成 比 | | | |
|----------------|------------|------------|---------|--------|------------|------------|---------|--------|------------|------------|------------|------------|
| | 当 初 予 算 | | | | 9月補正後予算 | | | | 当初予算 | | 9月補正後予算 | |
| | 平成 30年度 | 平成 29年度 | 増減額 | 増減率 | 平成 30年度 | 平成 29年度 | 増減額 | 増減率 | 平成 30年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 29年度 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | % | 億円 | 億円 | 億円 | % | % | % | % | % |
| 地 方 税 | 398,019 | 387,153 | 10,866 | 2.8 | 398,135 | 387,236 | 10,899 | 2.8 | 37.2 | 36.1 | 36.4 | 35.6 |
| 地 方 譲 与 税 | 25,202 | 24,795 | 407 | 1.6 | 25,202 | 24,793 | 408 | 1.6 | 2.4 | 2.3 | 2.3 | 2.3 |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 1,437 | 1,266 | 172 | 13.6 | 1,466 | 1,282 | 184 | 14.3 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 地 方 交 付 税 | 158,946 | 162,293 | △ 3,347 | △ 2.1 | 160,353 | 163,576 | △ 3,223 | △ 2.0 | 14.9 | 15.1 | 14.7 | 15.0 |
| 市町村たばこ税都道府県交付金 | 4 | 14 | △ 10 | △ 69.7 | 4 | 14 | △ 10 | △ 69.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 利子割交付金 | 277 | 224 | 53 | 23.7 | 277 | 222 | 54 | 24.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 配当割交付金 | 920 | 1,008 | △ 88 | △ 8.7 | 920 | 1,007 | △ 87 | △ 8.6 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 804 | 759 | 45 | 6.0 | 804 | 756 | 48 | 6.3 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 分離課税所得割交付金 | 50 | 52 | △ 2 | △ 4.0 | 50 | 52 | △ 2 | △ 4.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 道府県民税所得割臨時交付金 | 714 | 5,574 | △ 4,860 | △ 87.2 | 714 | 5,574 | △ 4,860 | △ 87.2 | 0.1 | 0.5 | 0.1 | 0.5 |
| 地方消費税交付金 | 23,091 | 22,615 | 476 | 2.1 | 23,096 | 22,598 | 498 | 2.2 | 2.2 | 2.1 | 2.1 | 2.1 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 307 | 313 | △ 7 | △ 2.1 | 307 | 314 | △ 7 | △ 2.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 自動車取得税交付金 | 1,268 | 996 | 272 | 27.3 | 1,268 | 995 | 273 | 27.4 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 軽油引取税交付金 | 1,287 | 1,285 | 1 | 0.1 | 1,287 | 1,285 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 小計(一般財源) | 612,326 | 608,346 | 3,980 | 0.7 | 613,882 | 609,704 | 4,178 | 0.7 | 57.3 | 56.8 | 56.1 | 56.0 |
| 国庫支出金 | 146,393 | 147,915 | △ 1,522 | △ 1.0 | 152,657 | 150,684 | 1,974 | 1.3 | 13.7 | 13.8 | 14.0 | 13.8 |
| 地 方 債 | 106,793 | 107,471 | △ 679 | △ 0.6 | 112,222 | 110,242 | 1,980 | 1.8 | 10.0 | 10.0 | 10.3 | 10.1 |
| そ の 他 | 203,553 | 207,871 | △ 4,318 | △ 2.1 | 215,227 | 217,527 | △ 2,300 | △ 1.1 | 19.0 | 19.4 | 19.7 | 20.0 |
| 歳 入 合 計 | 1,069,064 | 1,071,603 | △ 2,539 | △ 0.2 | 1,093,988 | 1,088,157 | 5,831 | 0.5 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

その2 歳出

| 区 分 | 予 算 額 | | | | | | | | 構 成 比 | | | | |
|---------------|------------|------------|---------|--------|------------|------------|---------|--------|------------|------------|------------|------------|-----|
| | 当 初 予 算 | | | | 9月補正後予算 | | | | 当初予算 | | 9月補正後予算 | | |
| | 平成 30年度 | 平成 29年度 | 増減額 | 増減率 | 平成 30年度 | 平成 29年度 | 増減額 | 増減率 | 平成 30年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 29年度 | |
| | 億円 | 億円 | 億円 | % | 億円 | 億円 | 億円 | % | % | % | % | % | |
| 人 件 費 | 223,939 | 223,395 | 544 | 0.2 | 223,954 | 223,372 | 582 | 0.3 | 20.9 | 20.8 | 20.5 | 20.5 | |
| 物 件 費 | 97,450 | 96,081 | 1,369 | 1.4 | 99,166 | 97,122 | 2,043 | 2.1 | 9.1 | 9.0 | 9.1 | 8.9 | |
| 維 持 補 修 費 | 11,481 | 11,298 | 183 | 1.6 | 12,075 | 11,634 | 440 | 3.8 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | 1.1 | |
| 扶 助 費 | 146,289 | 142,300 | 3,989 | 2.8 | 146,583 | 142,504 | 4,079 | 2.9 | 13.7 | 13.3 | 13.4 | 13.1 | |
| 補 助 費 等 | 190,991 | 198,872 | △ 7,881 | △ 4.0 | 193,695 | 200,970 | △ 7,275 | △ 3.6 | 17.9 | 18.6 | 17.7 | 18.5 | |
| 普 通 建 設 事 業 費 | 148,113 | 145,250 | 2,863 | 2.0 | 155,228 | 151,039 | 4,189 | 2.8 | 13.9 | 13.6 | 14.2 | 13.9 | |
| うち | 補助事業費 | 70,640 | 71,106 | △ 467 | △ 0.7 | 74,217 | 73,994 | 223 | 0.3 | 6.6 | 6.6 | 6.8 | 6.8 |
| | 単独事業費 | 70,285 | 66,764 | 3,520 | 5.3 | 73,720 | 69,631 | 4,089 | 5.9 | 6.6 | 6.2 | 6.7 | 6.4 |
| 災 害 復 旧 事 業 費 | 6,989 | 7,549 | △ 561 | △ 7.4 | 14,026 | 9,379 | 4,647 | 49.5 | 0.7 | 0.7 | 1.3 | 0.9 | |
| 失 業 対 策 事 業 費 | 0 | 1 | △ 0 | △ 25.0 | 0 | 1 | △ 0 | △ 26.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 公 債 費 | 123,013 | 125,283 | △ 2,270 | △ 1.8 | 123,364 | 125,809 | △ 2,445 | △ 1.9 | 11.5 | 11.7 | 11.3 | 11.6 | |
| そ の 他 | 120,799 | 121,574 | △ 775 | △ 0.6 | 125,899 | 126,328 | △ 430 | △ 0.3 | 11.3 | 11.3 | 11.5 | 11.6 | |
| 歳 出 合 計 | 1,069,064 | 1,071,603 | △ 2,539 | △ 0.2 | 1,093,988 | 1,088,157 | 5,831 | 0.5 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |

(注) 1 この数値は、各年度の予算額の単純合計(都道府県及び市町村(一部事務組合等を除く))である。
 2 当初予算については、平成29年度又は平成30年度に骨格予算又は暫定予算を編成した団体については、肉付け後予算又は本予算の額を計上している。
 3 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出のいずれにも計上されない。
 4 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 5 表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

(6) 地方公営企業等に関する財政措置

ア 地方公営企業

(ア) 通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成 30 年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方財政計画において 2 兆 5,584 億円(前年度 2 兆 5,256 億円)を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分 2 兆 4,270 億円(前年度 2 兆 4,350 億円)を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 簡易水道事業及び下水道事業(流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。)については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債(臨時措置分)を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額(流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。)を後年度において基準財政需要額に算入する。
- b 地方公営企業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、抜本的な改革の検討等については、地方公営企業の経営に精通した人材を活用した経営支援活動に要する経費について特別交付税措置を講じる。また、経営戦略の策定に要する経費については、平成 30 年度までを期限として特別交付税措置を講じる。この措置においては、水道事業の広域化等の調査・検討に要する経費について、重点的な支援を講じる。なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る特別交付税措置については、経営戦略を策定していることを要件としている。

また、公営企業会計の適用の推進について、平成 31 年度までの集中取組期間において、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、地方財政措置を講じる。

- c 水道事業については、簡易水道事業の統合推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講じる。

また、統合後の上水道事業における経営基盤の強化等を図るため、地方財政措置を講じる。

- d 病院事業については再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方交付税措置を講じる。

(イ) 東日本大震災分

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額(復興事業のうち東日本大震災復興交付金(効果促進事業)は95%)を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において180億円を計上することとした。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分21億円を計上することとした。

イ 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配慮し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整及び市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進など地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金(給付費等の9%分)については、その所要額(6,469億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部(都道府県3/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(4,494億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用(2,598億円)に対し、国及び都道府県が一部(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を負担することとし、地方負担(1,299億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費共同事業(3,683億円)については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部(国1/4、都道府県1/4、市町村国保1/2)を負担することとし、地方負担(921億円)について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(517億円)に対して、国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3)を負担することとし、地方負担(172億円)について地方交付税措置を講じる。

ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

(ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割 2 割・5 割・7 割軽減)とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者(以下、「元被扶養者」という。)の保険料軽減を行う(均等割 5 割軽減)ため、都道府県及び市町村が負担(都道府県 3/4、市町村 1/4)することとし、その所要額(3,089 億円)について地方交付税措置を講じる。

なお、「今後の社会保障改革の実施について」(平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定)により、低所得者に対する所得割の軽減特例措置について、平成 30 年 4 月に廃止(低所得者に対する均等割の軽減特例措置については継続)するとともに、元被扶養者に対する均等割の軽減特例措置について、平成 30 年 4 月に 5 割軽減とし、平成 31 年 4 月に廃止することとされている。

また、70 歳から 74 歳までの窓口負担軽減措置については、平成 26 年度から新たに 70 歳になる者から段階的に法定の負担割合(2 割)に見直すこととされており、所要額が平成 30 年度予算に計上されている。

(イ) 高額医療費負担金(3,100 億円)については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部(国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2)を負担することとし、地方負担(775 億円)について地方交付税措置を講じる。

(ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(193 億円)に対して国及び都道府県が一部(国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3)を負担することとし、地方負担(64 億円)について地方交付税措置を講じる。

(エ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

(7)個別団体における財政健全化

地方公共団体の財政状況は、個人住民税や固定資産税の増等による地方税の増加の一方で、児童福祉費等の扶助費の増加や公債費等の増加により、平成 29 年度決算における経常収支比率は前年度(93.4%)と比べて 0.1 ポイント上昇の 93.5%となったほか、借入金残高も累積していること等により、依然として厳しい状況となっている。

各地方公共団体においては、このような状況を踏まえて、地方税等の徴収対策、使用料・手数料の適正化、未利用財産の売払いなどの歳入確保や、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進、他の地方公共団体との連携、公共施設の最適化などの自主的な行財政改革に取り組んでいる。

平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率による早期健全化基準以上の団体は、財政再生団体の北海道夕張市のみとなっている。北海道夕張市では、市民生活に直結したサービスを維

持しながら、早期の財政の再生に向けた最大限の取組を行っており、固定資産税・軽自動車税の税率の引上げや各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による徹底した歳入確保と、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による徹底した歳出削減により、財政状況の改善を図っている。なお、夕張市においては、引き続き財政の再生に努めつつ、財政再生計画の終了後も持続的に存立・発展していけるよう、認定こども園や拠点複合施設の整備など地域の再生に資する事業の追加等の内容を盛り込んだ財政再生計画の見直しに対し平成 29 年 3 月に総務大臣が同意を行ったところであり、当該計画に基づき財政再建と地域再生の両立に向けた取組を行っている。

また、平成 29 年度決算における資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業は 11 会計であるが、これらの公営企業では定期的な料金改定の実施等により収入増加を図るとともに、職員数の削減や維持管理経費の削減等により積極的な支出の削減を図っているほか、収益の増加や経費の節減等により資金不足額の減少を図ることとしている。

地方財政計画及び国の一般会計予算の伸び率の推移（当初ベース）

| 年度 | 区分 | 地方財政計画 | | 国の一般会計予算 | |
|------|----|--------|--------|----------|-------|
| | | 歳出総額 | 一般行政経費 | 歳出総額 | 一般歳出 |
| 昭和30 | | 1.6 | — | △ 0.8 | △ 2.9 |
| 31 | | 6.4 | — | 4.4 | 4.8 |
| 32 | | 9.7 | — | 9.9 | 9.7 |
| 33 | | 7.9 | — | 15.4 | 11.6 |
| 34 | | 7.8 | — | 8.2 | 9.2 |
| 35 | | 15.3 | 13.3 | 10.6 | 12.9 |
| 36 | | 24.4 | 21.4 | 24.4 | 23.8 |
| 37 | | 19.5 | 20.8 | 24.3 | 22.5 |
| 38 | | 15.3 | 16.2 | 17.4 | 14.9 |
| 39 | | 19.2 | 21.3 | 14.2 | 18.0 |
| 40 | | 15.1 | 15.1 | 12.4 | 12.8 |
| 41 | | 14.5 | 11.9 | 17.9 | 20.4 |
| 42 | | 15.4 | 18.4 | 14.8 | 12.0 |
| 43 | | 17.5 | 22.3 | 17.5 | 14.9 |
| 44 | | 18.5 | 11.4 | 15.8 | 13.3 |
| 45 | | 18.9 | 18.1 | 18.0 | 16.9 |
| 46 | | 19.6 | 19.6 | 18.4 | 17.4 |
| 47 | | 20.9 | 18.9 | 21.8 | 25.2 |
| 48 | | 23.8 | 24.2 | 24.6 | 22.5 |
| 49 | | 19.4 | 24.0 | 19.7 | 19.0 |
| 50 | | 24.1 | 25.0 | 24.5 | 23.2 |
| 51 | | 17.2 | 14.3 | 14.1 | 18.8 |
| 52 | | 14.2 | 14.1 | 17.4 | 14.5 |
| 53 | | 19.1 | 19.4 | 20.3 | 19.2 |
| 54 | | 13.0 | 11.7 | 12.6 | 13.9 |
| 55 | | 7.3 | 7.8 | 10.3 | 5.1 |
| 56 | | 7.0 | 6.8 | 9.9 | 4.3 |
| 57 | | 5.6 | 4.8 | 6.2 | 1.8 |
| 58 | | 0.9 | △ 1.5 | 1.4 | △ 0.0 |
| 59 | | 1.7 | 1.4 | 0.5 | △ 0.1 |
| 60 | | 4.6 | 3.8 | 3.7 | △ 0.0 |
| 61 | | 4.6 | 4.6 | 3.0 | △ 0.0 |
| 62 | | 2.9 | 1.8 | 0.0 | △ 0.0 |
| 63 | | 6.3 | 3.0 | 4.8 | 1.2 |
| 平成元 | | 8.6 | 6.4 | 6.6 | 3.3 |
| 2 | | 7.0 | 4.5 | 9.6 | 3.8 |
| 3 | | 5.6 | 7.6 | 6.2 | 4.7 |
| 4 | | 4.9 | 8.1 | 2.7 | 4.5 |
| 5 | | 2.8 | 6.3 | 0.2 | 3.1 |
| 6 | | 5.9 | 1.3 | 1.0 | 2.3 |
| 7 | | 2.0 | 4.4 | △ 2.9 | 3.1 |
| 8 | | 3.4 | 4.1 | 5.8 | 2.4 |
| 9 | | 2.1 | 2.7 | 3.0 | 1.5 |
| 10 | | 0.0 | 2.9 | 0.4 | △ 1.3 |
| 11 | | 1.6 | 4.2 | 5.4 | 5.3 |
| 12 | | 0.5 | 2.3 | 3.8 | 2.6 |
| 13 | | 0.4 | 4.5 | △ 2.7 | 1.2 |
| 14 | | △ 1.9 | 1.0 | △ 1.7 | △ 2.3 |
| 15 | | △ 1.5 | 1.1 | 0.7 | 0.1 |
| 16 | | △ 1.8 | 4.1 | 0.4 | 0.1 |
| 17 | | △ 1.1 | 5.7 | 0.1 | △ 0.7 |
| 18 | | △ 0.7 | 8.2 | △ 3.0 | △ 1.9 |
| 19 | | △ 0.0 | 4.0 | 4.0 | 1.3 |
| 20 | | 0.3 | 1.4 | 0.2 | 0.7 |
| 21 | | △ 1.0 | 2.7 | 6.6 | 9.4 |
| 22 | | △ 0.5 | 8.0 | 4.2 | 3.3 |
| 23 | | △ 0.5 | 4.7 | 0.1 | △ 0.1 |
| 24 | | △ 0.8 | 1.0 | △ 2.2 | △ 3.5 |
| 25 | | 0.1 | 2.2 | 2.5 | 2.9 |
| 26 | | 1.8 | 4.4 | 3.5 | 3.2 |
| 27 | | 2.3 | 5.5 | 0.5 | 0.4 |
| 28 | | 0.6 | 2.1 | 0.4 | 0.3 |
| 29 | | 1.0 | 2.1 | 0.8 | 1.1 |
| 30 | | 0.3 | 1.3 | 0.3 | 0.7 |

※平成23年度から、国の一般会計予算・一般歳出欄は、基礎的財政収支対象経費の伸び率を記載している。

※平成24年度以降地方財政計画の数値は、通常収支分のものである。

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

(単位：億円、%)

| 区 分 | | 平成30年度 (A) | 平成29年度 (B) | 増 減 額 (A)-(B) | 増 減 率 (C)/(B) |
|-----------------------|-----------------------|---------------|---------------|------------------|------------------|
| 歳 入 | 地 方 税 | 394,294 | 390,663 | 3,631 | 0.9 |
| | 地 方 譲 与 税 | 25,754 | 25,364 | 390 | 1.5 |
| | 地 方 特 例 交 付 金 | 1,544 | 1,328 | 216 | 16.3 |
| | 地 方 交 付 税 | 160,085 | 163,298 | △ 3,213 | △ 2.0 |
| | 国 庫 支 出 金 | 136,512 | 135,386 | 1,126 | 0.8 |
| | 地 方 債 | 92,186 | 91,907 | 279 | 0.3 |
| | うち臨時財政対策債 | 39,865 | 40,452 | △ 587 | △ 1.5 |
| | うち財源対策債 | 7,900 | 7,900 | 0 | 0.0 |
| | 使用料及び手数料 | 16,091 | 16,184 | △ 93 | △ 0.6 |
| | 雑 収 入 | 42,890 | 42,370 | 520 | 1.2 |
| | 復旧・復興事業一般財源充当分 | △ 77 | △ 77 | 0 | 0.0 |
| | 全国防災事業一般財源充当分 | △ 306 | △ 225 | △ 81 | 36.0 |
| | 計 | 868,973 | 866,198 | 2,775 | 0.3 |
| 一 般 財 源 (水準超経費を除く) | 621,159 | 620,803 | 356 | 0.1 | |
| | 602,759 | 602,703 | 56 | 0.0 | |
| 歳 出 | 給 与 関 係 経 費 | 203,144 | 203,209 | △ 65 | △ 0.0 |
| | 退 職 手 当 以 外 | 187,313 | 186,737 | 576 | 0.3 |
| | 退 職 手 当 | 15,831 | 16,472 | △ 641 | △ 3.9 |
| | 一 般 行 政 経 費 | 370,522 | 365,590 | 4,932 | 1.3 |
| | 補 助 | 202,356 | 197,809 | 4,547 | 2.3 |
| | 単 独 | 140,614 | 140,213 | 401 | 0.3 |
| | 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費 | 15,052 | 15,068 | △ 16 | △ 0.1 |
| | まち・ひと・しごと創生事業費 | 10,000 | 10,000 | 0 | 0.0 |
| | 重点課題対応分 | 2,500 | 2,500 | 0 | 0.0 |
| | 地域経済基盤強化・雇用等対策費 | - | 1,950 | △ 1,950 | 皆減 |
| | 公 債 費 | 122,064 | 125,902 | △ 3,838 | △ 3.0 |
| | 維 持 補 修 費 | 13,079 | 12,621 | 458 | 3.6 |
| | 投 資 的 経 費 | 116,180 | 113,570 | 2,610 | 2.3 |
| | 直 轄 ・ 補 助 | 58,104 | 57,273 | 831 | 1.5 |
| | 単 独 | 58,076 | 56,297 | 1,779 | 3.2 |
| | うち緊急防災・減災事業費 | 5,000 | 5,000 | 0 | 0.0 |
| | うち公共施設等適正管理推進事業費 | 4,800 | 3,500 | 1,300 | 37.1 |
| | 公 営 企 業 繰 出 金 | 25,584 | 25,256 | 328 | 1.3 |
| | 企業債償還費普通会計負担分 | 15,846 | 15,863 | △ 17 | △ 0.1 |
| | そ の 他 | 9,738 | 9,393 | 345 | 3.7 |
| 不 交 付 団 体 水 準 超 経 費 | 18,400 | 18,100 | 300 | 1.7 | |
| 計 | 868,973 | 866,198 | 2,775 | 0.3 | |
| (水準超経費除く) | 850,573 | 848,098 | 2,475 | 0.3 | |
| 地 方 一 般 歳 出 | 712,663 | 706,333 | 6,330 | 0.9 | |

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

| 区 分 | | 平成 30 年度 (A) | 平成 29 年度 (B) | 増 減 額 (A)-(B) (C) | 増 減 率 (C)/(B) |
|--------|-----------|-----------------|-----------------|-------------------------|------------------|
| 歳 入 | 震災復興特別交付税 | 4,227 | 4,503 | △ 276 | △ 6.1 |
| | 一般財源充当分 | 77 | 77 | 0 | 0.0 |
| | 国庫支出金 | 6,688 | 8,059 | △ 1,371 | △ 17.0 |
| | 地方債 | 32 | 161 | △ 129 | △ 80.1 |
| | 雑収入 | 55 | 42 | 13 | 31.0 |
| 計 | | 11,079 | 12,842 | △ 1,763 | △ 13.7 |
| 歳 出 | 給与関係経費 | 84 | 96 | △ 12 | △ 12.5 |
| | 一般行政経費 | 2,950 | 4,200 | △ 1,250 | △ 29.8 |
| | 補助 | 2,153 | 3,374 | △ 1,221 | △ 36.2 |
| | 単独 | 797 | 826 | △ 29 | △ 3.5 |
| | 公債費 | 55 | 43 | 12 | 27.9 |
| | 投資的経費 | 7,810 | 8,341 | △ 531 | △ 6.4 |
| | 直轄・補助 | 7,608 | 7,967 | △ 359 | △ 4.5 |
| | 単独 | 202 | 374 | △ 172 | △ 46.0 |
| | 公営企業繰出金 | 180 | 162 | 18 | 11.1 |
| 計 | | 11,079 | 12,842 | △ 1,763 | △ 13.7 |

(2) 全国防災事業

(単位：億円、%)

| 区 分 | | 平成 30 年度 (A) | 平成 29 年度 (B) | 増 減 額 (A)-(B) (C) | 増 減 率 (C)/(B) |
|--------|---------|-----------------|-----------------|-------------------------|------------------|
| 歳 入 | 地方税 | 728 | 720 | 8 | 1.1 |
| | 一般財源充当分 | 306 | 225 | 81 | 36.0 |
| | 雑収入 | 1 | 1 | 0 | 0.0 |
| 計 | | 1,035 | 946 | 89 | 9.4 |
| 歳 出 | 公債費 | 1,035 | 946 | 89 | 9.4 |
| | 計 | 1,035 | 946 | 89 | 9.4 |

通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

| 区 分 | | 平成30年度 (A) | 平成29年度 (B) | 増 減 額 (A)-(B) | 増 減 率 (C)/(B) |
|---------------------|---------------------------------|---------------|---------------|------------------|------------------|
| 歳 入 | 地 方 税 | 395,022 | 391,383 | 3,639 | 0.9 |
| | 地 方 譲 与 税 | 25,754 | 25,364 | 390 | 1.5 |
| | 地 方 特 例 交 付 金 | 1,544 | 1,328 | 216 | 16.3 |
| | 地 方 交 付 税 | 164,312 | 167,801 | △ 3,489 | △ 2.1 |
| | 震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外 | 160,085 | 163,298 | △ 3,213 | △ 2.0 |
| | 震 災 復 興 特 別 交 付 税 | 4,227 | 4,503 | △ 276 | △ 6.1 |
| | 国 庫 支 出 金 | 143,200 | 143,445 | △ 245 | △ 0.2 |
| | 地 方 債 | 92,218 | 92,068 | 150 | 0.2 |
| | う ち 臨 時 財 政 対 策 債 | 39,865 | 40,452 | △ 587 | △ 1.5 |
| | う ち 財 源 対 策 債 | 7,900 | 7,900 | 0 | 0.0 |
| | 使 用 料 及 び 手 数 料 | 16,091 | 16,184 | △ 93 | △ 0.6 |
| 雑 収 入 | 42,946 | 42,413 | 533 | 1.3 | |
| 計 | 881,087 | 879,986 | 1,101 | 0.1 | |
| 一 般 財 源 | 626,497 | 626,328 | 169 | 0.0 | |
| 歳 出 | 給 与 関 係 経 費 | 203,228 | 203,305 | △ 77 | △ 0.0 |
| | 退 職 手 当 以 外 | 187,397 | 186,833 | 564 | 0.3 |
| | 退 職 手 当 | 15,831 | 16,472 | △ 641 | △ 3.9 |
| | 一 般 行 政 経 費 | 373,472 | 369,790 | 3,682 | 1.0 |
| | 補 助 | 204,509 | 201,183 | 3,326 | 1.7 |
| | 単 独 | 141,411 | 141,039 | 372 | 0.3 |
| | 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費 | 15,052 | 15,068 | △ 16 | △ 0.1 |
| | まち・ひと・しごと創生事業費 | 10,000 | 10,000 | 0 | 0.0 |
| | 重 点 課 題 対 応 分 | 2,500 | 2,500 | 0 | 0.0 |
| | 地 域 経 済 基 盤 強 化 ・ 雇 用 等 対 策 費 | - | 1,950 | △ 1,950 | 皆減 |
| | 公 債 費 | 123,154 | 126,891 | △ 3,737 | △ 2.9 |
| | 維 持 補 修 費 | 13,079 | 12,621 | 458 | 3.6 |
| | 投 資 的 経 費 | 123,990 | 121,911 | 2,079 | 1.7 |
| | 直 轄 ・ 補 助 | 65,712 | 65,240 | 472 | 0.7 |
| | 単 独 | 58,278 | 56,671 | 1,607 | 2.8 |
| | う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費 | 5,000 | 5,000 | 0 | 0.0 |
| | う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費 | 4,800 | 3,500 | 1,300 | 37.1 |
| | 公 営 企 業 繰 出 金 | 25,764 | 25,418 | 346 | 1.4 |
| | 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分 | 15,846 | 15,863 | △ 17 | △ 0.1 |
| | そ の 他 | 9,918 | 9,555 | 363 | 3.8 |
| 不 交 付 団 体 水 準 超 経 費 | 18,400 | 18,100 | 300 | 1.7 | |
| 計 | 881,087 | 879,986 | 1,101 | 0.1 | |
| 地 方 一 般 歳 出 | 723,687 | 719,132 | 4,555 | 0.6 | |

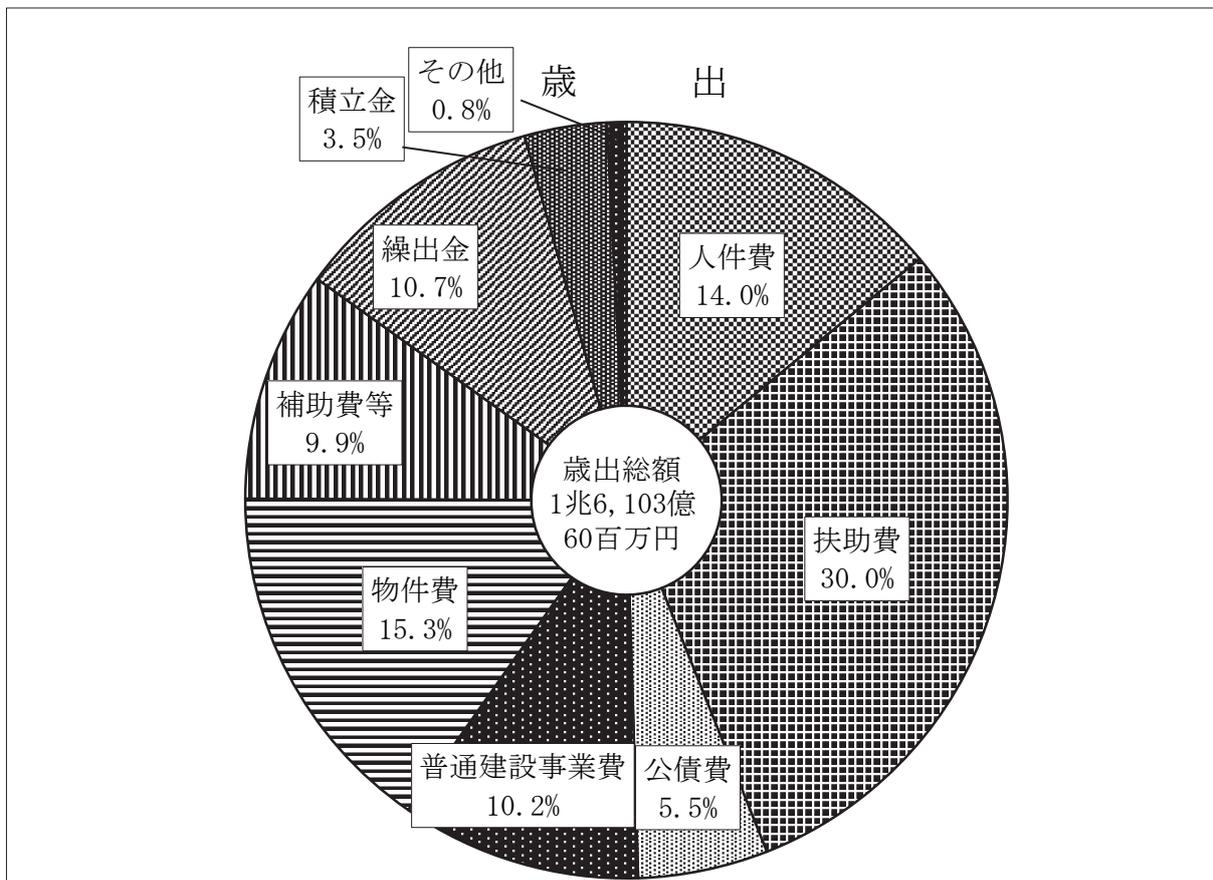
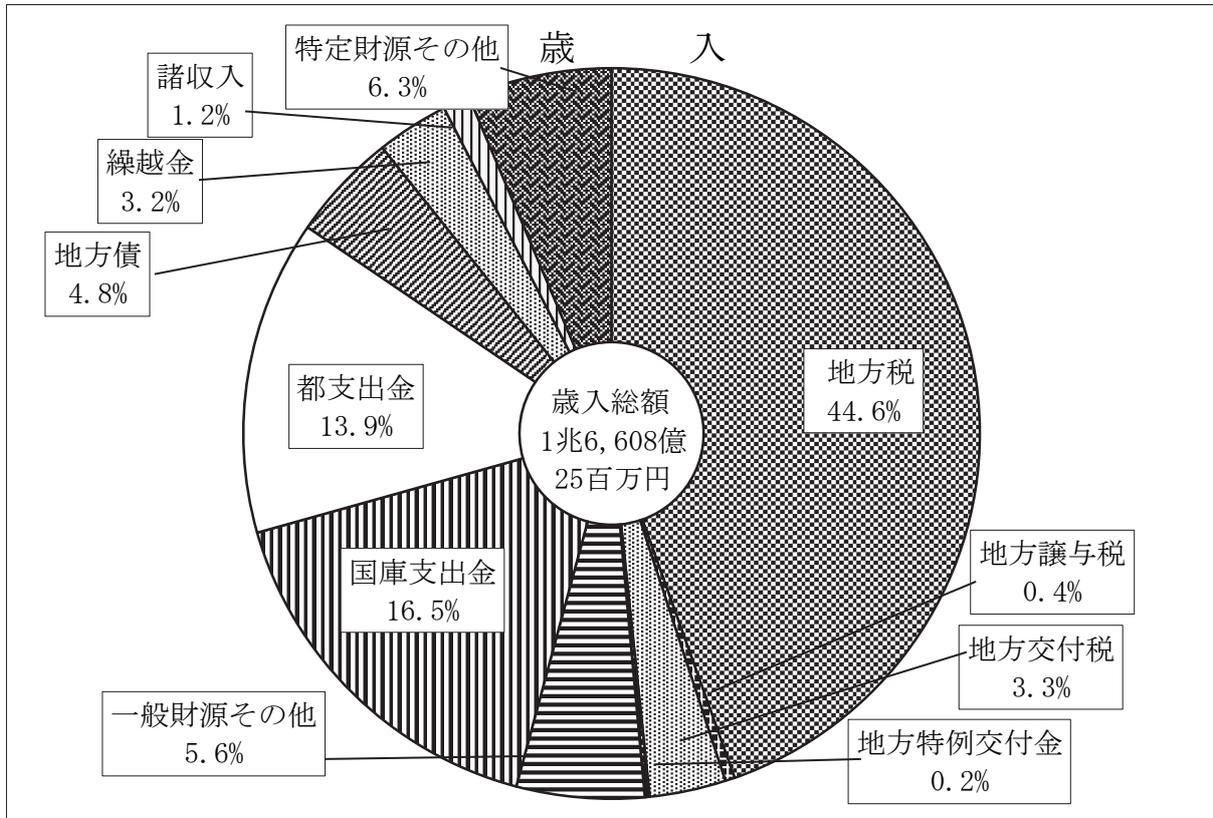
2 東京都市町村決算規模の推移等

東京都市町村決算規模の推移

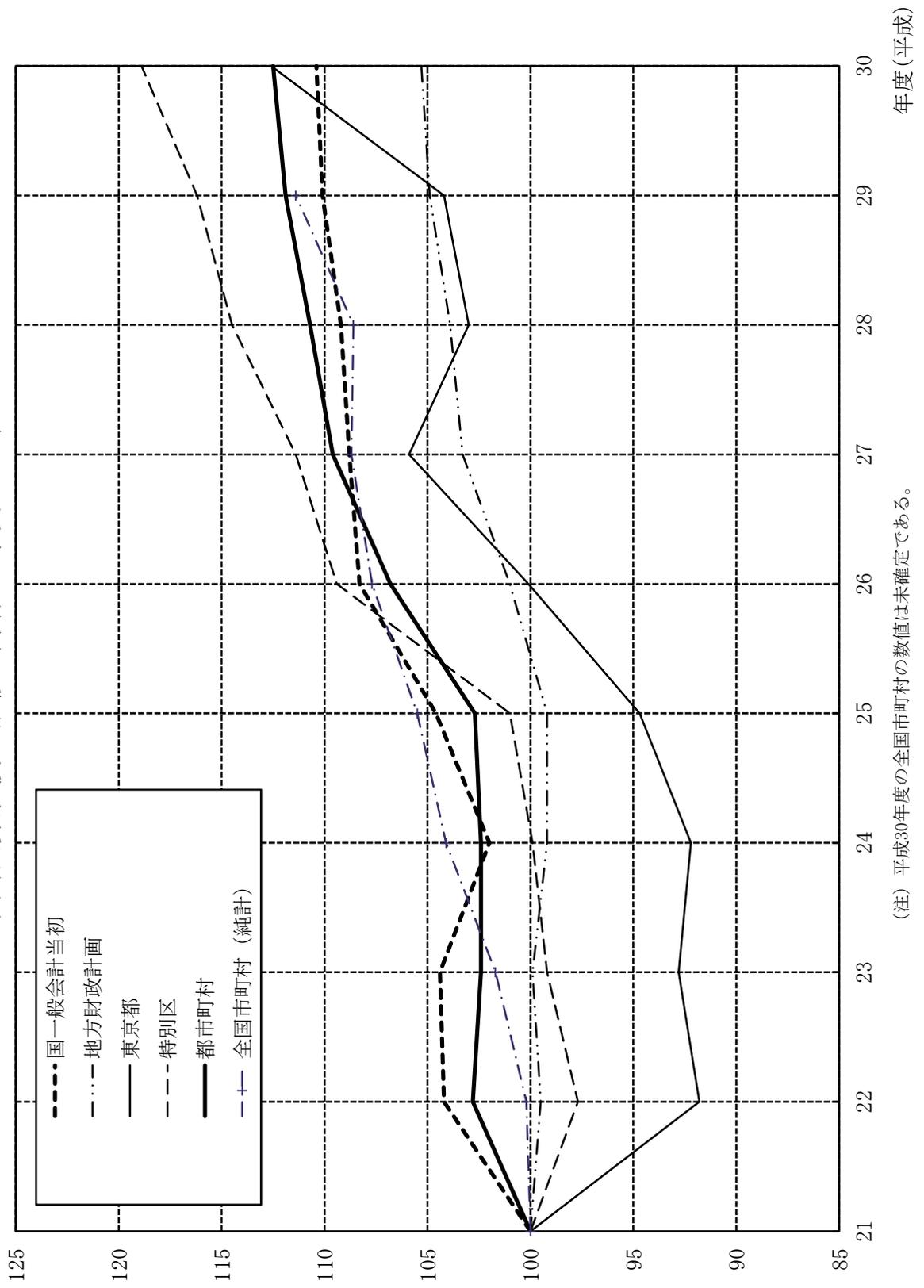
(単位：千円、%)

| 年度 | 歳入 | | 歳出 | | 年度 | 歳入 | | 歳出 | |
|----------|-------------|------|-------------|------|---------|---------------|--------|---------------|-------|
| | | 増減率 | | 増減率 | | | 増減率 | | 増減率 |
| 昭和 24 | 1,588,254 | - | 1,485,485 | - | 59 | 706,367,755 | 3.8 | 688,578,927 | 4.2 |
| 25 | 2,340,959 | 47.4 | 2,199,488 | 48.1 | 60 | 725,853,189 | 2.8 | 706,270,799 | 2.6 |
| 26 | 2,666,695 | 13.9 | 2,607,213 | 18.5 | 61 | 783,318,308 | 7.9 | 758,811,170 | 7.4 |
| 27 | 3,119,565 | 17.0 | 3,085,808 | 18.4 | 62 | 860,403,187 | 9.8 | 831,096,927 | 9.5 |
| 28 | 4,229,434 | 35.6 | 4,033,877 | 30.7 | 63 | 943,419,806 | 9.6 | 915,136,929 | 10.1 |
| 29 | 4,683,942 | 10.7 | 4,734,112 | 17.4 | 平成 元 | 1,052,131,733 | 11.5 | 1,023,930,480 | 11.9 |
| 30 | 4,883,504 | 4.3 | 4,957,427 | 4.7 | 2 | 1,166,659,652 | 10.9 | 1,135,915,861 | 10.9 |
| 31 | 5,478,216 | 12.2 | 5,253,600 | 6.0 | 3 | 1,213,031,210 | 4.0 | 1,186,017,510 | 4.4 |
| 32 | 6,529,572 | 19.2 | 6,045,561 | 15.1 | 4 | 1,308,770,015 | 7.9 | 1,279,784,071 | 7.9 |
| 33 | 7,715,424 | 18.2 | 7,177,120 | 18.7 | 5 | 1,321,966,414 | 1.0 | 1,293,873,008 | 1.1 |
| 34 | 8,939,603 | 15.9 | 8,487,205 | 18.3 | 6 | 1,287,026,687 | △ 2.6 | 1,256,549,566 | △ 2.9 |
| 35 | 11,002,202 | 23.1 | 10,361,093 | 22.1 | 7 | 1,317,867,328 | 2.4 | 1,289,754,858 | 2.6 |
| 36 | 14,216,375 | 29.2 | 13,392,760 | 29.3 | 8 | 1,333,629,694 | 1.2 | 1,306,120,703 | 1.3 |
| 37 | 18,401,375 | 29.4 | 17,279,335 | 29.0 | 9 | 1,331,533,391 | △ 0.2 | 1,306,753,639 | 0.0 |
| 38 | 22,570,277 | 22.7 | 21,475,635 | 24.3 | 10 | 1,325,697,121 | △ 0.4 | 1,285,906,479 | △ 1.6 |
| 39 | 28,585,520 | 26.7 | 27,398,556 | 27.6 | 11 | 1,351,322,366 | 1.9 | 1,324,684,695 | 3.0 |
| 40 | 35,395,309 | 23.8 | 33,600,188 | 22.6 | 12 | 1,290,452,473 | △ 4.5 | 1,258,366,335 | △ 5.0 |
| 41 | 43,775,543 | 23.7 | 42,232,783 | 25.7 | 13 | 1,304,202,796 | 1.1 | 1,269,844,481 | 0.9 |
| 42 | 51,782,172 | 18.3 | 49,690,789 | 17.7 | 14 | 1,286,203,385 | △ 1.4 | 1,261,569,738 | △ 0.7 |
| 43 | 62,535,841 | 20.8 | 59,519,082 | 19.8 | 15 | 1,267,707,391 | △ 1.4 | 1,240,437,077 | △ 1.7 |
| 44 | 82,755,799 | 32.3 | 78,157,847 | 31.3 | 16 | 1,281,965,092 | 1.1 | 1,252,358,087 | 1.0 |
| 45 | 106,244,187 | 28.4 | 101,825,392 | 30.3 | 17 | 1,285,902,300 | 0.3 | 1,254,251,198 | 0.2 |
| 46 | 140,006,897 | 31.8 | 136,082,392 | 33.6 | 18 | 1,316,343,961 | 2.4 | 1,279,578,945 | 2.0 |
| 47 | 172,793,365 | 23.4 | 167,535,463 | 23.1 | 19 | 1,347,001,552 | 2.3 | 1,313,542,819 | 2.7 |
| 48 | 233,889,079 | 35.4 | 226,335,866 | 35.1 | 20 | 1,402,252,037 | 4.1 | 1,317,801,510 | 0.3 |
| 49 | 307,000,896 | 31.3 | 300,429,502 | 32.7 | 21 | 1,476,385,341 | 5.3 | 1,430,863,385 | 8.6 |
| 50 | 337,553,068 | 10.0 | 330,548,239 | 10.0 | 22 | 1,509,336,246 | 2.2 | 1,470,364,581 | 2.8 |
| 51 | 365,830,279 | 8.4 | 356,430,761 | 7.8 | 23 | 1,509,841,674 | 0.0 | 1,465,147,905 | △ 0.4 |
| 52 | 412,913,918 | 12.9 | 404,418,117 | 13.5 | 24 | 1,508,328,836 | △ 0.10 | 1,464,870,331 | △ 0.0 |
| 53 | 471,465,515 | 14.2 | 460,008,046 | 13.7 | 25 | 1,520,500,716 | 0.8 | 1,469,265,616 | 0.30 |
| 54 | 509,051,705 | 8.0 | 494,901,192 | 7.6 | 26 | 1,575,847,694 | 3.6 | 1,528,697,708 | 4.0 |
| 55 | 555,604,112 | 9.1 | 542,858,527 | 9.7 | 27 | 1,624,112,618 | 3.1 | 1,567,662,706 | 2.5 |
| 56 | 607,155,110 | 9.3 | 594,969,512 | 9.6 | 28 | 1,632,104,181 | 0.5 | 1,584,526,724 | 1.1 |
| 57 | 649,955,956 | 7.0 | 633,228,562 | 6.4 | 29 | 1,654,627,024 | 1.4 | 1,600,531,933 | 1.0 |
| 58 | 680,493,260 | 4.7 | 660,961,459 | 4.4 | 30 | 1,660,825,385 | 0.4 | 1,610,359,554 | 0.6 |

平成30年度 市町村普通会計決算

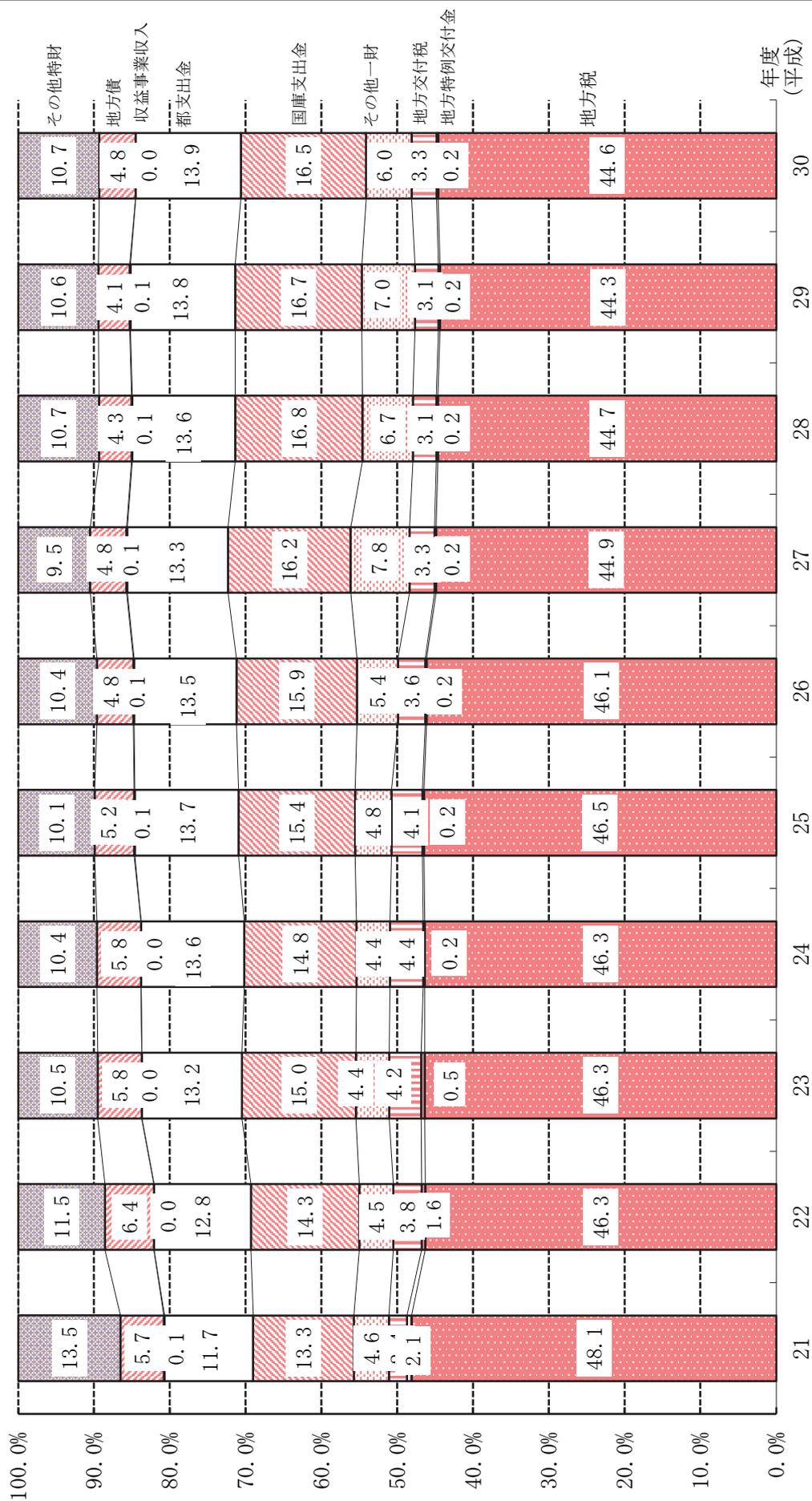


歳出決算規模の推移（平成20年度=100）

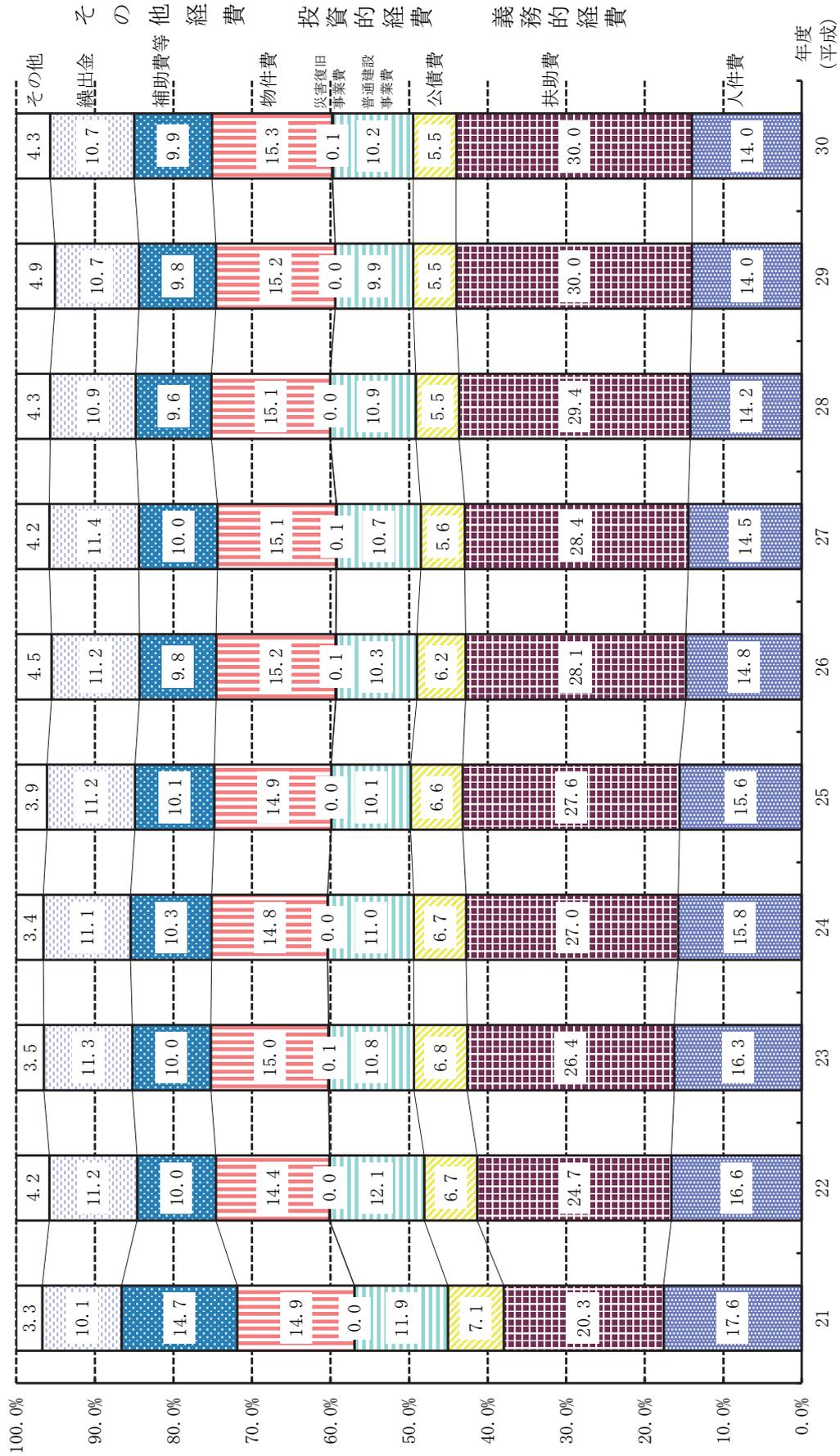


(注) 平成30年度の全国市町村の数値は未確定である。

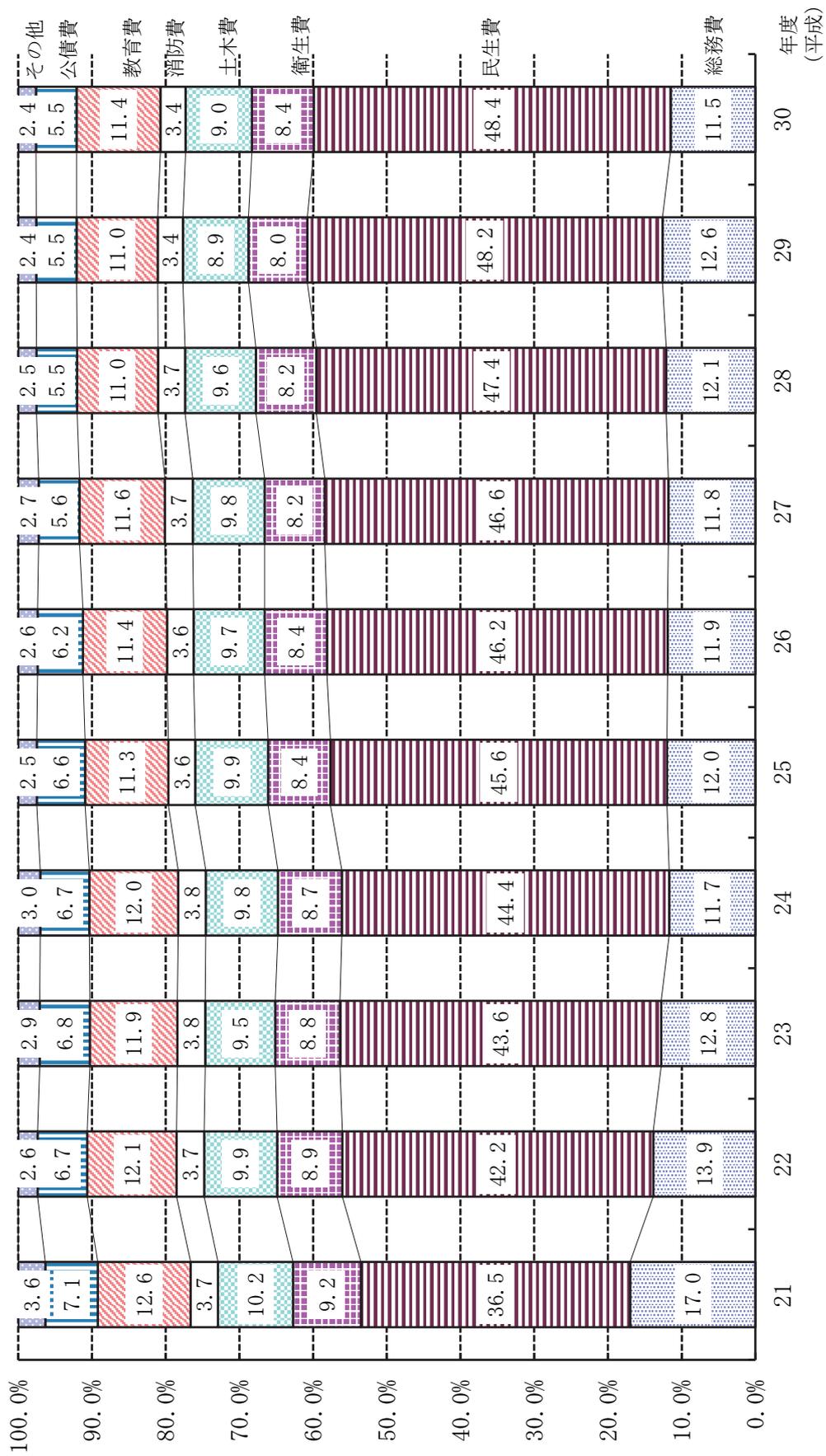
歳入項目別構成比の推移



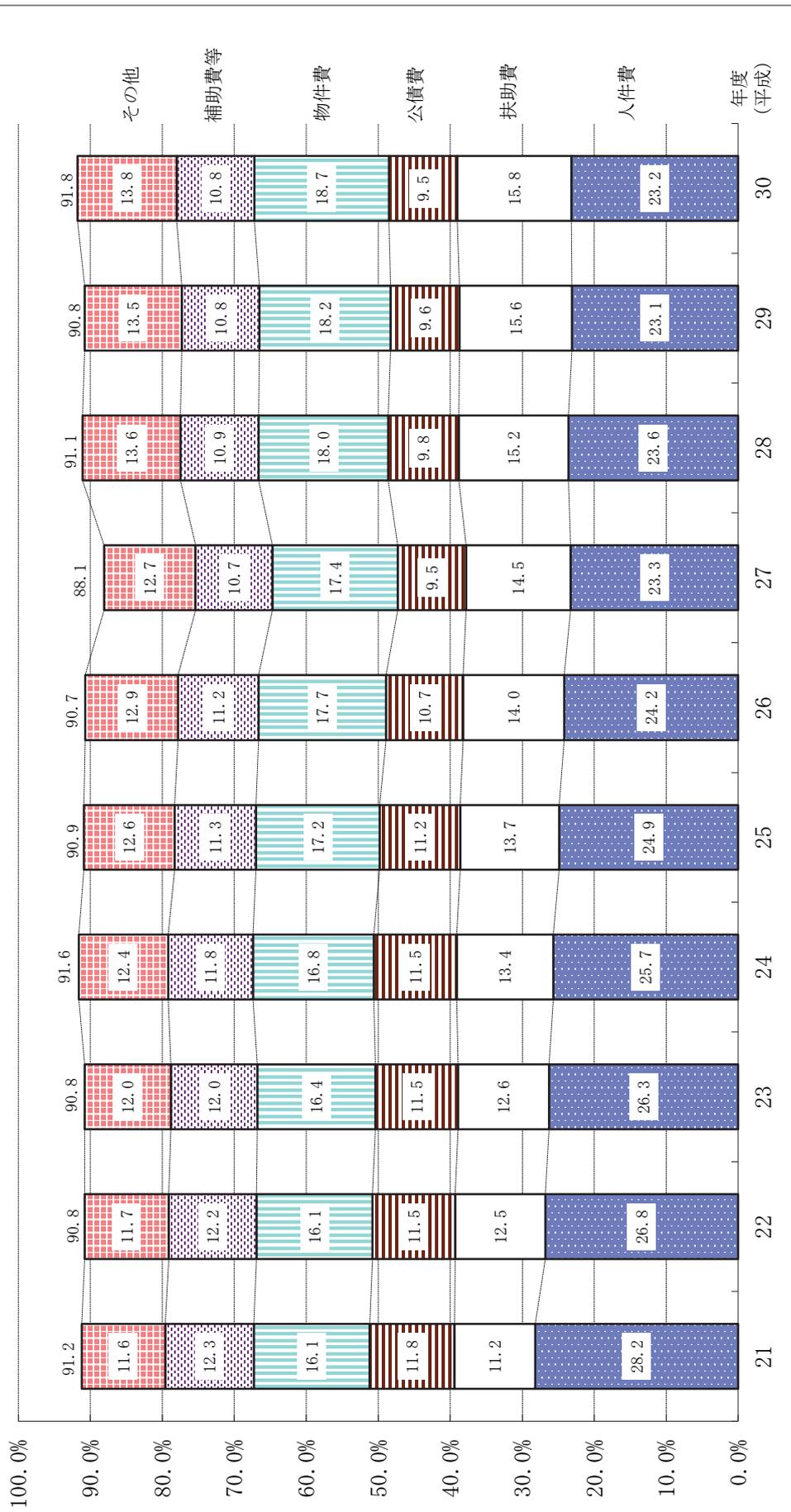
性質別歳出構成比の推移



目的別歳出構成比の推移

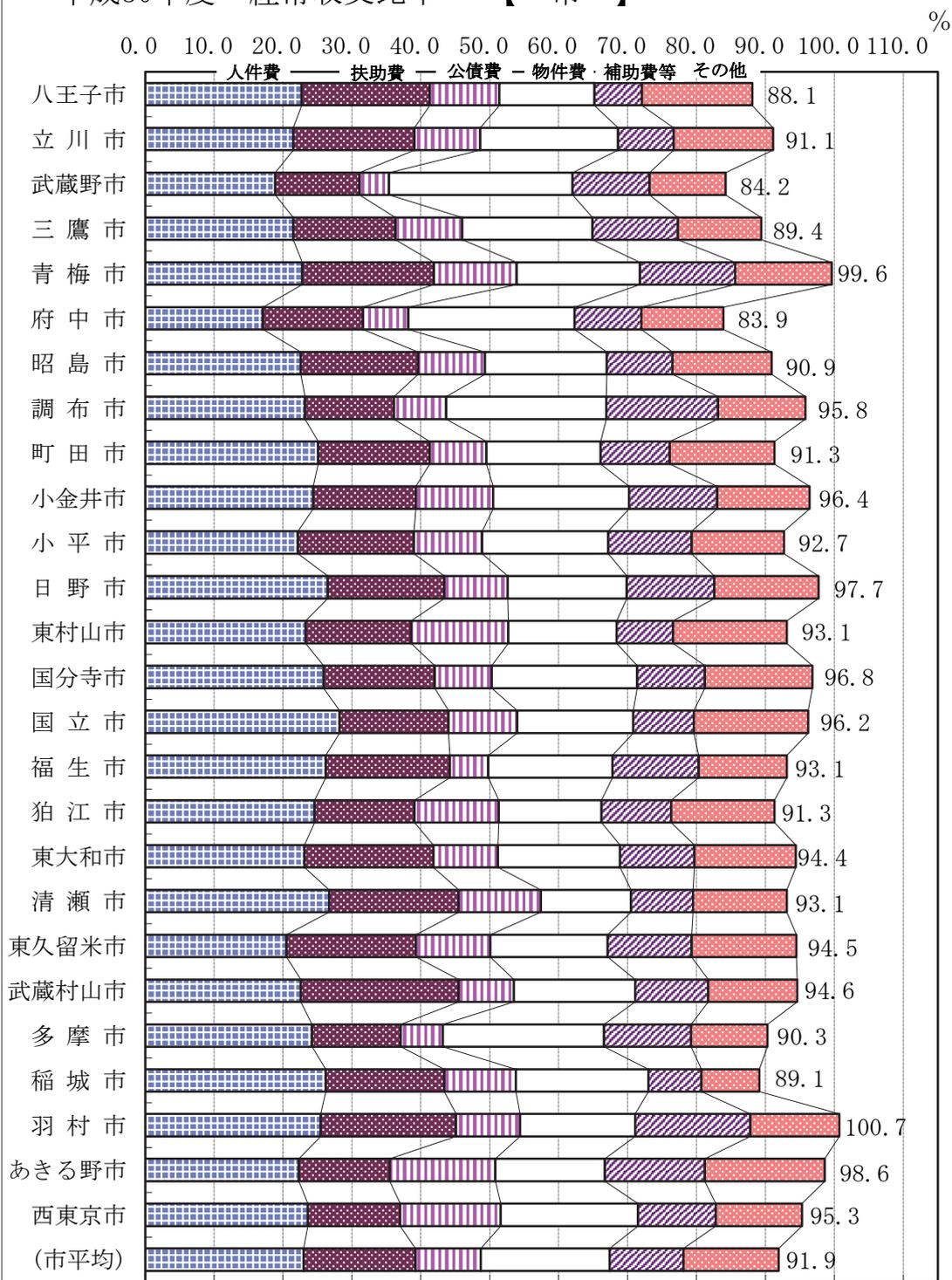


経常収支比率の推移

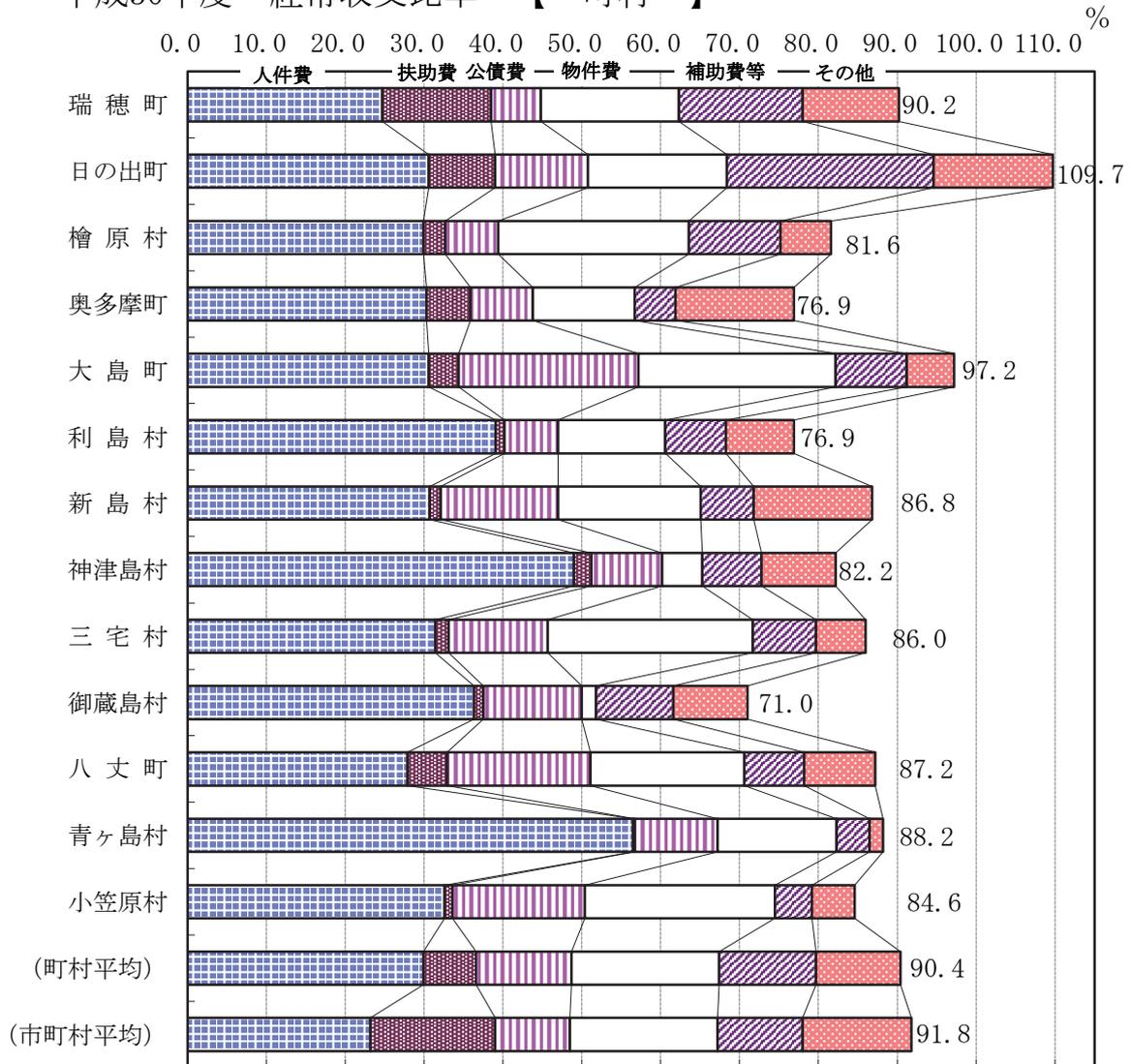


※平成13年度から平成18年度までは、減税補填債及び臨時財政対策債を分母に加えた率、平成19年度以降は、減収補填債（特例分）及び臨時財政対策債を分母に加えた率である。

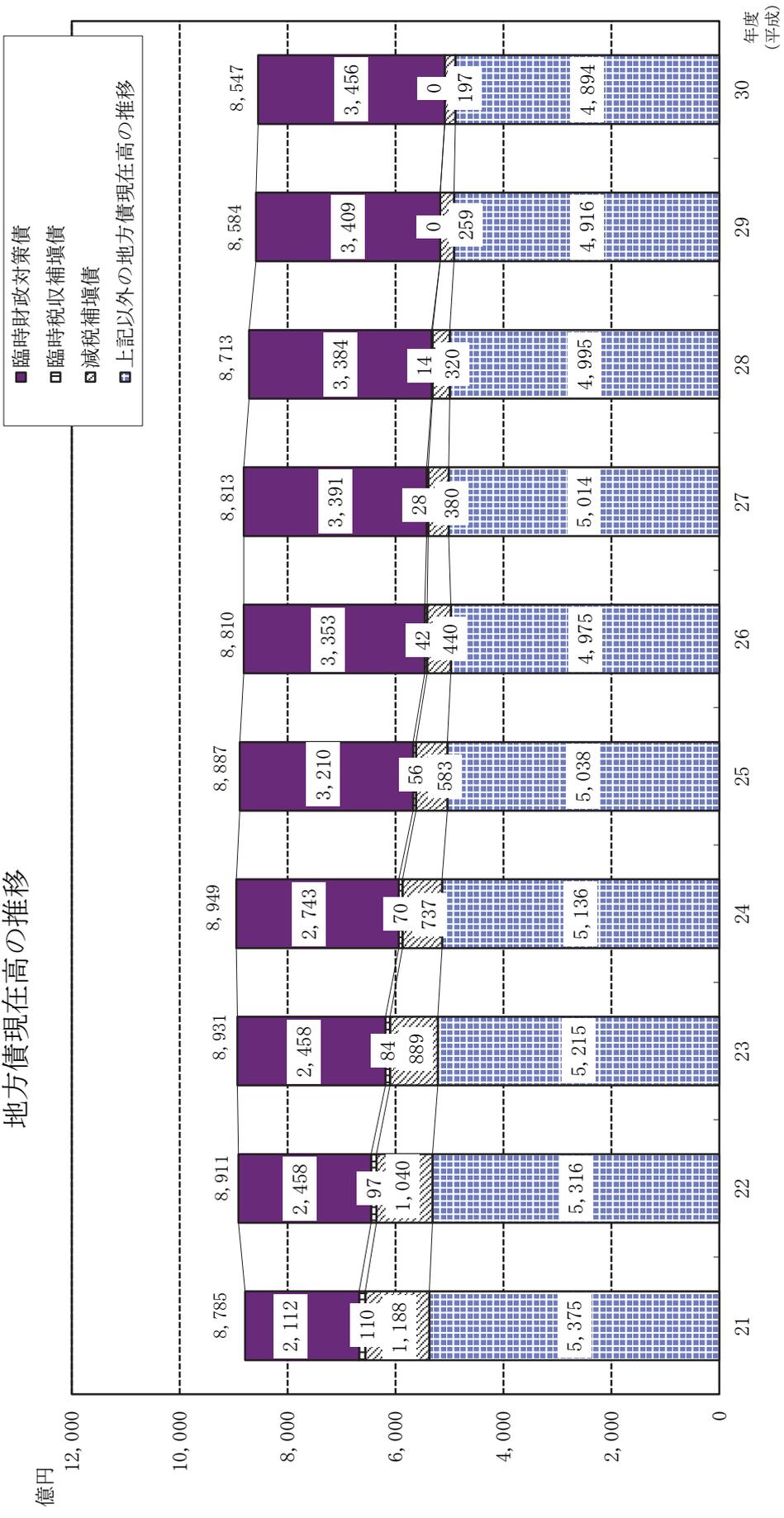
平成30年度 経常収支比率 【市】



平成30年度 経常収支比率 【 町村 】

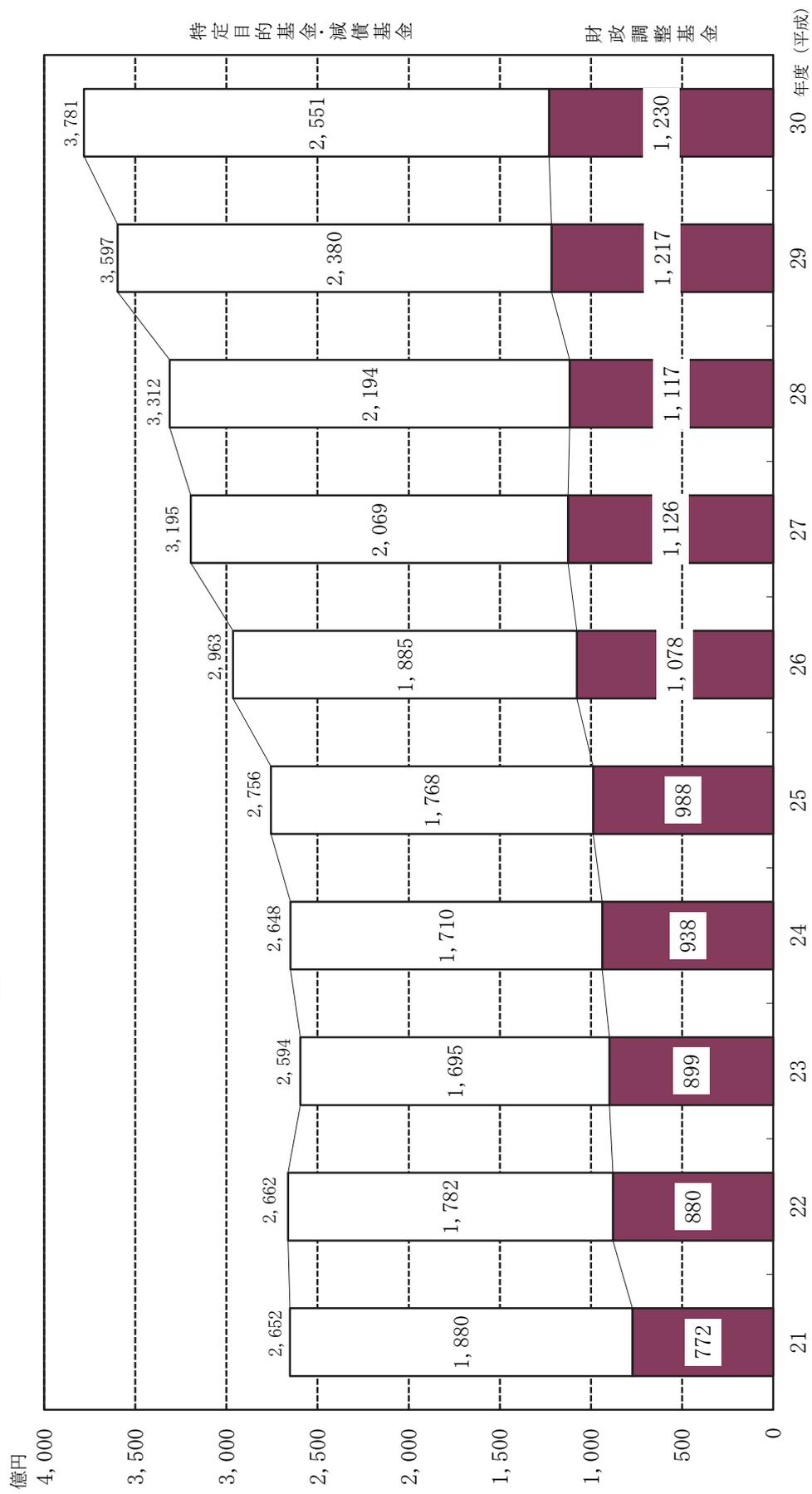


地方債現在高の推移



注：現在高は、特定資金公共事業債(NTT債)分を除いた数値である。

積立金現在高の推移



平成30年度 東京都市町村普通会計決算の概要

1 総括

- 平成30年度の東京都市町村（26市5町8村）の決算規模は、前年度に比べて歳入は0.4%の増、歳出は0.6%の増となり（表1）、歳入、歳出ともに6年連続で増加となった。
- 決算収支では、実質収支が456億46百万円で7.7%の減となったものの（表1）、昭和53年度以降41年連続して全団体黒字となった。
- 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、地方税や地方交付税などが前年度に比べ増加したものの、地方消費税交付金が地方消費税の清算基準の見直しにより減少し、経常一般財源等が減少した結果、1.0ポイント増の91.8%となった（表2）。
- 将来にわたる財政負担は、地方債現在高が減少し、積立金現在高が増加したことにより、前年度に比べ0.3%減少し、9,013億14百万円となった（表3）。
- 今後、歳入面では、法人住民税法人税割の税率改正など、消費税率引き上げ時の税制改正の影響が懸念される一方、歳出面では、喫緊の課題である待機児童の解消に加え、超高齢社会への対応や老朽化した公共施設等の更新整備などに伴う負担増が見込まれる。このため、引き続き、財政基盤の強化や行財政改革に取り組むとともに、計画的かつ効率的な財政運営を行うことが求められている。

（表1）決算規模及び収支

（単位：百万円、%）

| 区分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増減額 | 増減率 |
|------|-----------|-----------|--------|------|
| 歳入総額 | 1,660,825 | 1,654,627 | 6,198 | 0.4 |
| 歳出総額 | 1,610,360 | 1,600,532 | 9,828 | 0.6 |
| 実質収支 | 45,646 | 49,446 | △3,800 | △7.7 |

（表2）財政指標の状況

（単位：%）

| 区分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 対前年度比較 |
|--------|--------|--------|--------|
| 実質収支比率 | 5.3 | 5.8 | △0.5 |
| 経常収支比率 | 91.8 | 90.8 | 1.0 |

（注）各比率は、全市町村の加重平均である。

（表3）将来にわたる財政負担の状況

（単位：百万円、%）

| 区分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増減額 | 増減率 |
|----------------------|---------|---------|--------|------|
| 地方債現在高 A | 854,719 | 858,369 | △3,650 | △0.4 |
| 債務負担行為翌年度以降支出予定額 B | 424,690 | 405,280 | 19,409 | 4.8 |
| 積立金現在高 C | 378,095 | 359,661 | 18,433 | 5.1 |
| 将来にわたる財政負担 A + B - C | 901,314 | 903,988 | △2,674 | △0.3 |
| 対標準財政規模比 | 105.1 | 105.5 | | |

- ※ 本内容は、総務省の「地方財政状況調査」による調査結果を基に都が作成したものである。
- ※ 各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数整理をしていないため、合計額等と一致しない場合がある。
- ※ 各表の「増減額」「増減率」「構成比」の数値は、千円単位の決算数値を基に算出したものである。

【問合せ先】 総務局行政部市町村課
【電話】 直通：03-5388-2432

2 決算規模及び収支

(1) 決算規模

- 東京都市町村の平成30年度普通会計決算は、歳入総額 1 兆6,608億25百万円、歳出総額 1 兆6,103億60百万円となった。
- 決算規模は、前年度に比べて歳入で0.4%の増、歳出で0.6%の増となり、歳入、歳出ともに6年連続で増加となった。

(2) 収 支

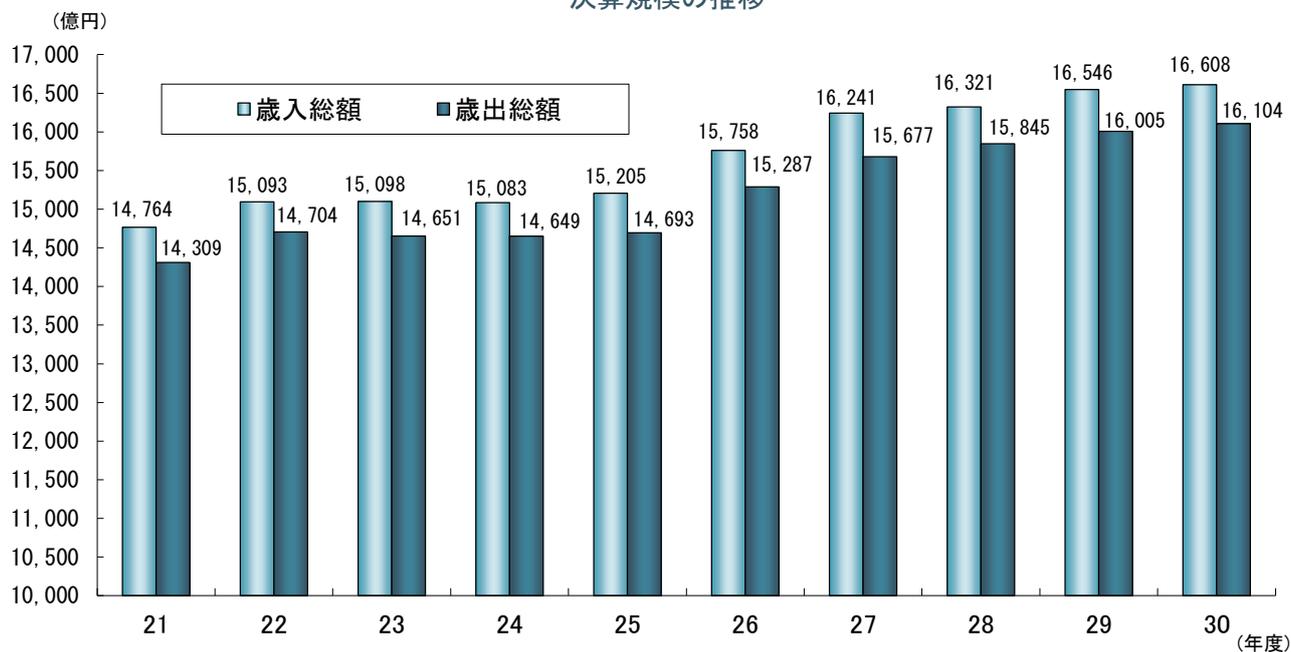
- 形式収支は504億66百万円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、456億46百万円の黒字となった。
- 実質収支から前年度実質収支を除いた単年度収支は38億円の赤字で、積立金や繰上償還金等を考慮した実質単年度収支は15億76百万円の赤字となった。

(表4) 決算規模及び収支

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増減額 | 増減率 |
|-------------------------------|-----------|-----------|----------|---------|
| 歳 入 総 額 A | 1,660,825 | 1,654,627 | 6,198 | 0.4 |
| 歳 出 総 額 B | 1,610,360 | 1,600,532 | 9,828 | 0.6 |
| 形 式 収 支 A-B=C | 50,466 | 54,095 | △ 3,629 | △ 6.7 |
| 翌年度に繰り越すべき財源 D | 4,820 | 4,650 | 171 | 3.7 |
| 実 質 収 支 C-D=E | 45,646 | 49,446 | △ 3,800 | △ 7.7 |
| 単 年 度 収 支 (実質収支-前年度実質収支) F | △ 3,800 | 6,908 | △ 10,708 | △ 155.0 |
| 積 立 金 G | 18,528 | 22,577 | △ 4,049 | △ 17.9 |
| 繰 上 償 還 金 H | 2,273 | 502 | 1,772 | 353.3 |
| 積立金取崩し額 I | 18,577 | 13,413 | 5,164 | 38.5 |
| 実質単年度収支 F+G+H-I | △ 1,576 | 16,574 | △ 18,150 | △ 109.5 |

決算規模の推移



3 歳入の状況

(1) 一般財源は、0.4%の減となった。

- 地方税は、1.0%の増となり、6年連続で増となった。このうち、地方税の約5割を占める市町村民税は、個人住民税の納税義務者数の増加や個人所得の上昇により個人均等割が1.7%の増、所得割が1.6%の増となり、市町村民税全体では1.4%の増となった。
- 各種交付金は14.0%の減となり、このうち、約8割を占める地方消費税交付金が地方消費税の清算基準の見直し等により14.7%の減となった。

(2) 特定財源は、1.3%の増となった。

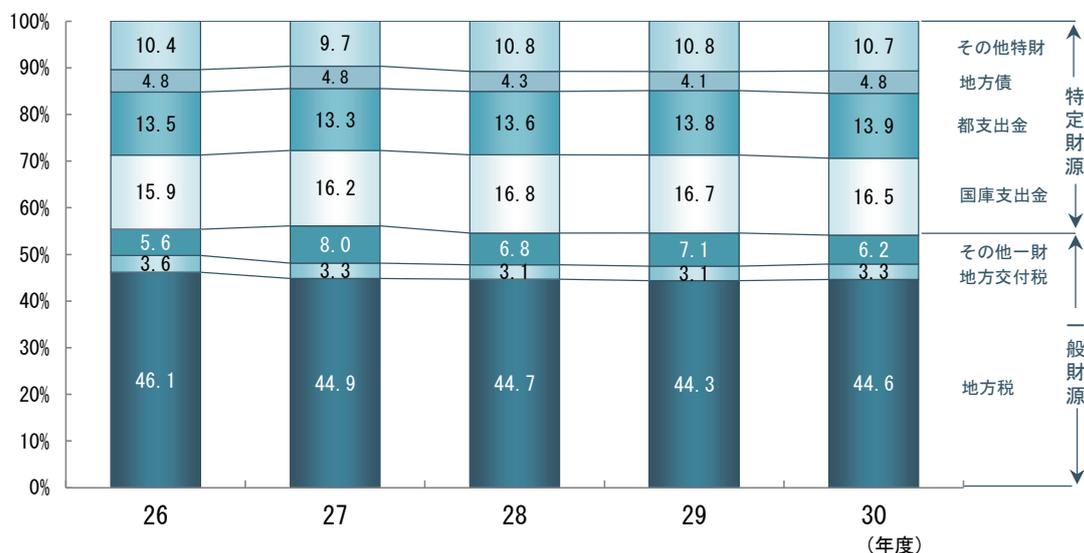
- 国庫支出金は、臨時福祉給付金の終了などにより1.1%の減となった。
- 都支出金は、障害者自立支援給付費等負担金や待機児童対策に係る補助金の増などにより、1.0%の増となった。
- 地方債は、一般単独事業債や臨時財政対策債の増などにより、16.8%の増となった。

(表5) 歳入内訳

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成30年度 | | 平成29年度 | | 対前年度比較 | |
|---------|-----------|-------|-----------|-------|----------|--------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| 歳入総額 | 1,660,825 | 100.0 | 1,654,627 | 100.0 | 6,198 | 0.4 |
| 一般財源 | 899,591 | 54.2 | 903,275 | 54.6 | △ 3,684 | △ 0.4 |
| 地方税 | 740,388 | 44.6 | 733,108 | 44.3 | 7,280 | 1.0 |
| うち市町村民税 | 362,117 | 21.8 | 357,124 | 21.6 | 4,994 | 1.4 |
| うち固定資産税 | 293,031 | 17.6 | 291,237 | 17.6 | 1,793 | 0.6 |
| 地方譲与税 | 6,890 | 0.4 | 6,845 | 0.4 | 44 | 0.6 |
| 各種交付金 | 93,082 | 5.6 | 108,193 | 6.5 | △ 15,111 | △ 14.0 |
| 地方特例交付金 | 3,616 | 0.2 | 3,147 | 0.2 | 469 | 14.9 |
| 地方交付税 | 55,615 | 3.3 | 51,982 | 3.1 | 3,633 | 7.0 |
| 特定財源 | 761,234 | 45.8 | 751,352 | 45.4 | 9,883 | 1.3 |
| 国庫支出金 | 273,335 | 16.5 | 276,435 | 16.7 | △ 3,100 | △ 1.1 |
| 都支出金 | 231,198 | 13.9 | 228,902 | 13.8 | 2,296 | 1.0 |
| 地方債 | 79,056 | 4.8 | 67,695 | 4.1 | 11,361 | 16.8 |
| 繰越金 | 52,760 | 3.2 | 46,787 | 2.8 | 5,974 | 12.8 |
| その他 | 124,884 | 7.5 | 131,532 | 7.9 | △ 6,648 | △ 5.1 |

歳入構成比の推移



4 歳出の状況（性質別）

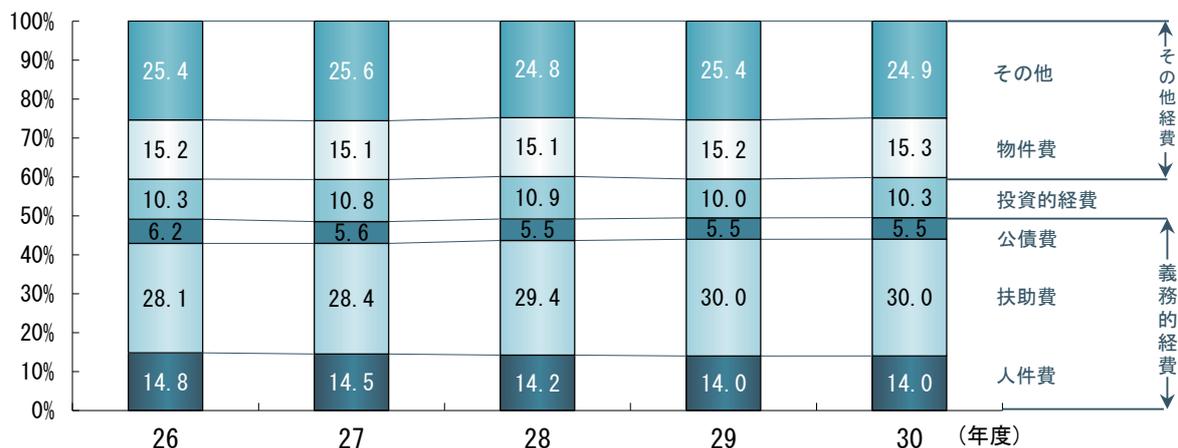
- (1) 義務的経費は0.7%の増となった。歳出全体に占める割合は、前年度同の49.5%となった。
- 人件費は、職員給は0.7%減となったものの、退職金が7.5%増となったことなどにより、0.5%の増となった。
 - 扶助費は、保育所運営費の増などにより、0.6%の増となった。
- (2) 投資的経費は3.7%の増となり、歳出全体に占める割合は、0.3ポイント増の10.3%となった。
- 普通建設事業費は、施設整備等の増などにより、3.3%の増となった。
- (3) その他の経費は0.2%の減となり、歳出全体に占める割合は、0.4ポイント減の40.2%となった。
- 物件費は、施設の管理・運営等に関する委託料の増などにより、1.7%の増となった。
 - 積立金は、財政調整基金や特定目的基金への積立額が減となったことなどにより、14.8%の減となった。
 - 繰出金は、後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金の増などにより、1.3%の増となった。

(表6) 歳出内訳（性質別）

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成30年度 | | 平成29年度 | | 対前年度比較 | |
|-----------|-----------|-------|-----------|-------|---------|--------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| 歳出総額 | 1,610,360 | 100.0 | 1,600,532 | 100.0 | 9,828 | 0.6 |
| 義務的経費 | 797,312 | 49.5 | 791,956 | 49.5 | 5,356 | 0.7 |
| 人件費 | 225,122 | 14.0 | 223,976 | 14.0 | 1,147 | 0.5 |
| うち職員給 | 143,222 | 8.9 | 144,274 | 9.0 | △ 1,052 | △ 0.7 |
| うち退職金 | 15,642 | 1.0 | 14,550 | 0.9 | 1,092 | 7.5 |
| 扶助費 | 483,392 | 30.0 | 480,272 | 30.0 | 3,119 | 0.6 |
| 公債費 | 88,798 | 5.5 | 87,708 | 5.5 | 1,090 | 1.2 |
| 投資的経費 | 165,383 | 10.3 | 159,492 | 10.0 | 5,891 | 3.7 |
| うち普通建設事業費 | 164,319 | 10.2 | 159,028 | 9.9 | 5,291 | 3.3 |
| うち補助事業費 | 57,071 | 3.5 | 53,120 | 3.3 | 3,951 | 7.4 |
| うち単独事業費 | 106,010 | 6.6 | 105,133 | 6.6 | 877 | 0.8 |
| その他経費 | 647,665 | 40.2 | 649,084 | 40.6 | △ 1,419 | △ 0.2 |
| 物件費 | 247,120 | 15.3 | 242,920 | 15.2 | 4,200 | 1.7 |
| 補助費等 | 159,148 | 9.9 | 157,287 | 9.8 | 1,860 | 1.2 |
| 積立金 | 56,185 | 3.5 | 65,921 | 4.1 | △ 9,737 | △ 14.8 |
| 繰出金 | 173,081 | 10.7 | 170,910 | 10.7 | 2,171 | 1.3 |
| その他 | 12,132 | 0.8 | 12,046 | 0.8 | 86 | 0.7 |

歳出(性質別)構成比の推移



5 歳出の状況（目的別）

東京都市町村における目的別歳出の大きなものは、民生費、総務費、教育費、土木費、衛生費の順となっており、この5項目で全体の約9割を占めている。

その主な特徴は、次のとおりである。

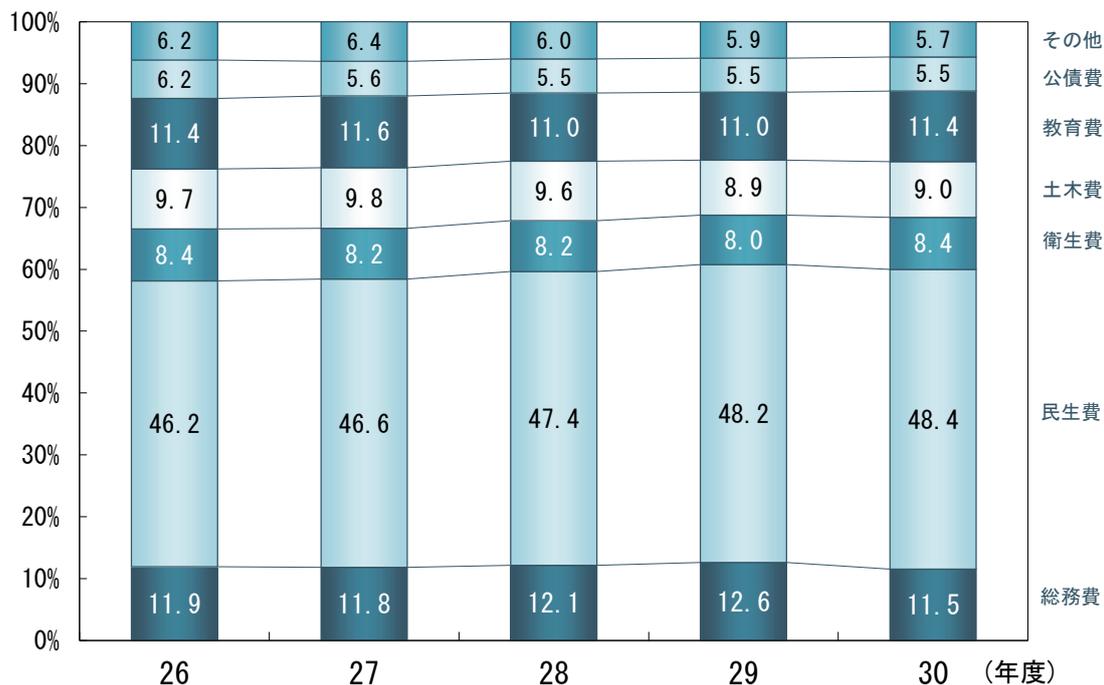
- (1) 民生費は、児童福祉費や老人福祉費の増などにより、1.0%の増となった。
- (2) 総務費は、財政調整基金等への積立額の減や、公共施設整備費の減などにより、8.5%の減となった。
- (3) 教育費は、小学校費、中学校費の増などにより、4.6%の増となった。
- (4) 土木費は、都市計画費の増などにより、2.0%の増となった。
- (5) 衛生費は、清掃費の増などにより、6.4%の増となった。

（表7）歳出内訳（目的別）

（単位：百万円、%）

| 区 分 | 平成30年度 | | 平成29年度 | | 対前年度比較 | |
|--------|-----------|-------|-----------|-------|----------|-------|
| | 決算額 | 構成比 | 決算額 | 構成比 | 増減額 | 増減率 |
| 歳出総額 | 1,610,360 | 100.0 | 1,600,532 | 100.0 | 9,828 | 0.6 |
| 総務費 | 184,780 | 11.5 | 202,012 | 12.6 | △ 17,232 | △ 8.5 |
| 民生費 | 778,924 | 48.4 | 770,915 | 48.2 | 8,008 | 1.0 |
| 衛生費 | 136,013 | 8.4 | 127,774 | 8.0 | 8,240 | 6.4 |
| 労働費 | 7,035 | 0.4 | 6,963 | 0.4 | 72 | 1.0 |
| 農林水産業費 | 7,013 | 0.4 | 7,734 | 0.5 | △ 721 | △ 9.3 |
| 商工費 | 11,908 | 0.7 | 12,298 | 0.8 | △ 389 | △ 3.2 |
| 土木費 | 144,898 | 9.0 | 142,003 | 8.9 | 2,895 | 2.0 |
| 消防費 | 54,431 | 3.4 | 55,133 | 3.4 | △ 702 | △ 1.3 |
| 教育費 | 184,298 | 11.4 | 176,137 | 11.0 | 8,161 | 4.6 |
| 公債費 | 88,798 | 5.5 | 87,714 | 5.5 | 1,084 | 1.2 |
| その他 | 12,262 | 0.8 | 11,851 | 0.7 | 411 | 3.5 |

歳出（目的別）構成比の推移



6 財政指標

(1) 実質収支比率

- 実質収支の減に伴い、前年度から0.5ポイント減の5.3%となった。

(2) 経常収支比率

- 前年度から1.0ポイント増の91.8%となった。
- これは、分子が人件費、扶助費の増などにより1.1%の増となったことに加え、分母が地方消費税の清算基準の見直しに伴う地方消費税交付金の減などにより0.1%の減となったことによるものである。
- なお、臨時財政対策債及び減収補填債（特例分）を分母から除いた率で比較すると、前年度を1.4ポイント上回る95.1%となっている。

※地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される実質公債費比率等は、暫定値を9月下旬に公表する予定である。

(表8) 財政指標の推移

| 区分 | (単位：%) | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 実質収支比率 | (5.4) | (6.1) | (5.1) | (6.0) | (5.5) |
| | 5.1 | 5.9 | 5.0 | 5.8 | 5.3 |
| 経常収支比率 | (94.2) | (90.6) | (93.4) | (93.7) | (95.1) |
| | 90.7 | 88.1 | 91.1 | 90.8 | 91.8 |

※ 各比率は、全市町村の加重平均である。

※ 実質収支比率の（ ）書きは、臨時財政対策債発行可能額を分母から除いた率、経常収支比率の（ ）書きは、臨時財政対策債及び減収補填債（特例分）を分母から除いた率である。

○実質収支比率

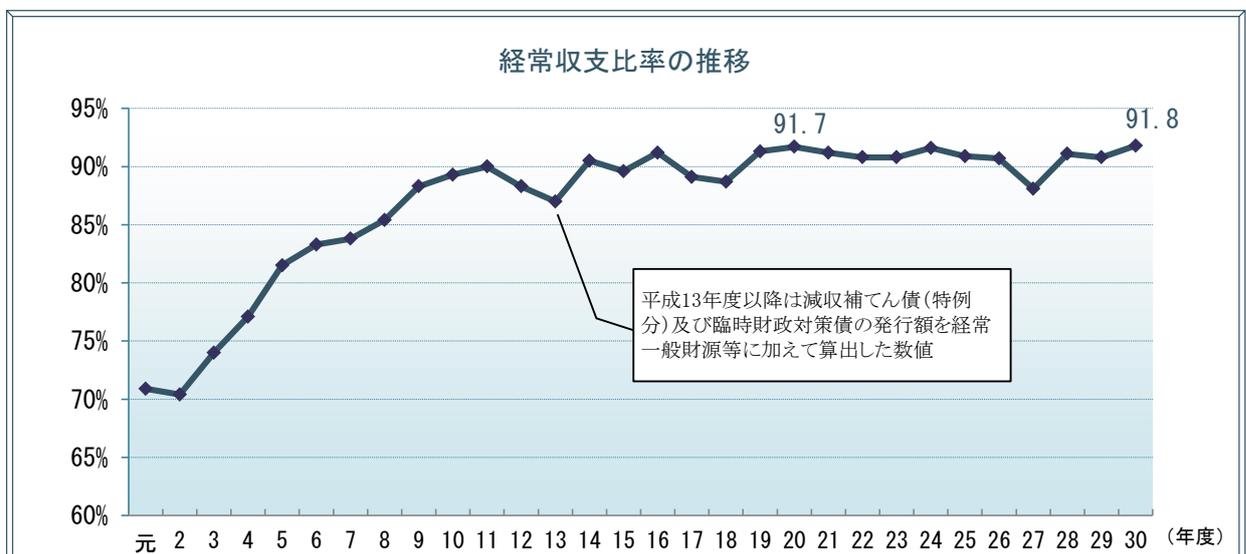
実質収支の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$$

○経常収支比率

義務的経費等の経常経費に占める地方税等の経常一般財源等の割合を指標化し、財政構造の弾力性を示すもの

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補填債(特例分)} + \text{臨時財政対策債}} \times 100(\%)$$



7 将来にわたる財政負担

(1) 地方債現在高

- 一般単独事業債の減などにより、前年度に比べ0.4%の減となった。

(2) 債務負担行為翌年度以降支出予定額

- 施設整備等に係る支出予定額の増などにより、前年度に比べ4.8%の増となった。

(3) 積立金現在高

- 財政調整基金が1.1%の増となり、また、その他特定目的基金が7.5%の増となった結果、全体では、前年度に比べ5.1%の増となった。

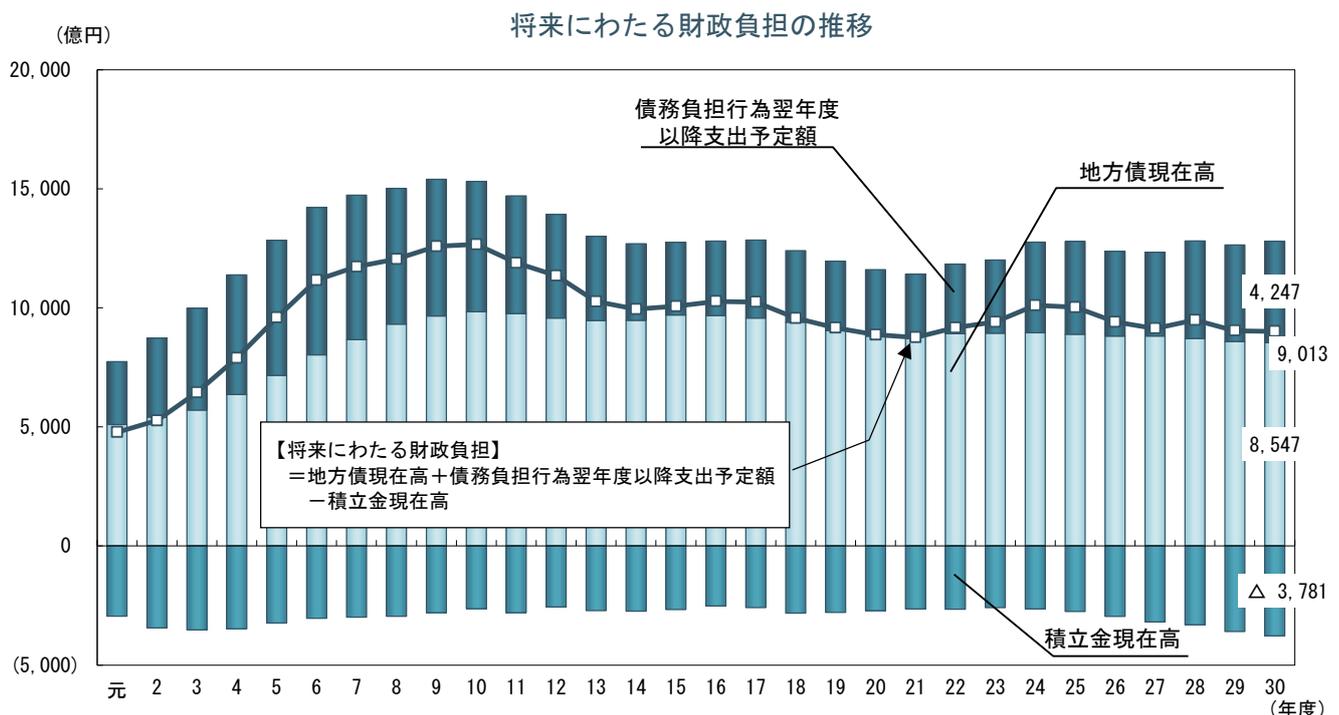
(4) 将来にわたる財政負担

- 債務負担行為翌年度以降支出予定額が増加したものの、地方債現在高が減少し、積立金現在高が増加した結果、将来にわたる財政負担（地方債現在高+債務負担行為翌年度以降支出予定額-積立金現在高）は、前年度に比べ0.3%の減となった。

(表9) 将来にわたる財政負担の状況

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|---------|---------|---------|-------|
| 地方債現在高 A | 854,719 | 858,369 | △ 3,650 | △ 0.4 |
| 債務負担行為翌年度以降支出予定額 B | 424,690 | 405,280 | 19,409 | 4.8 |
| 積立金現在高 C | 378,095 | 359,661 | 18,433 | 5.1 |
| 財政調整基金 | 122,958 | 121,674 | 1,285 | 1.1 |
| 減債基金 | 4,192 | 4,445 | △ 253 | △ 5.7 |
| その他特定目的基金 | 250,945 | 233,543 | 17,402 | 7.5 |
| 将来にわたる財政負担 A+B-C | 901,314 | 903,988 | △ 2,674 | △ 0.3 |
| 標準財政規模 D | 857,874 | 857,262 | 612 | 0.1 |
| (A+B-C) / D × 100 | 105.1 | 105.5 | | |



(表10) 各団体別決算収支

| 市町村名 | 歳入総額 A | 歳出総額 B | 歳入歳出差引額 A-B=C | 翌年度に繰り越すべき財源 D | 実質収支 C-D=E | 実質収支 C-D=E | 経常収支 | 比率 (%) | 比率 (%) | 市町村名 |
|-------|---------------|---------------|------------------|-------------------|---------------|---------------|-------|-----------|-----------|-------|
| | | | | | | | | | | |
| 八王子市 | 200,598,157 | 196,331,449 | 4,266,708 | 525,189 | 3,741,519 | 3,741,519 | 88.1 | (3.7) | (92.8) | 八王子市 |
| 立川市 | 78,902,639 | 74,153,681 | 4,748,958 | 1,007,299 | 3,741,659 | 3,741,659 | 91.1 | (9.2) | (91.1) | 立川市 |
| 武蔵野市 | 66,478,882 | 63,655,609 | 2,823,273 | 55,911 | 2,767,362 | 2,767,362 | 84.2 | (6.6) | (84.2) | 武蔵野市 |
| 三鷹市 | 69,517,944 | 67,614,887 | 1,903,057 | 61,592 | 1,841,465 | 1,841,465 | 89.4 | (4.7) | (89.4) | 三鷹市 |
| 青梅市 | 51,420,145 | 50,493,734 | 926,411 | 87,420 | 838,991 | 838,991 | 99.6 | (3.4) | (108.7) | 青梅市 |
| 府中市 | 102,394,160 | 98,894,609 | 3,499,551 | 2,279 | 3,497,272 | 3,497,272 | 83.9 | (6.4) | (83.9) | 府中市 |
| 昭島市 | 44,767,718 | 42,856,013 | 1,911,705 | 1,400 | 1,910,305 | 1,910,305 | 90.9 | (9.3) | (94.8) | 昭島市 |
| 調布市 | 95,256,222 | 90,650,376 | 4,605,846 | 1,121,772 | 3,484,074 | 3,484,074 | 95.8 | (7.4) | (95.8) | 調布市 |
| 町田市 | 153,406,933 | 150,901,331 | 2,505,602 | 106,757 | 2,398,845 | 2,398,845 | 91.3 | (3.2) | (95.9) | 町田市 |
| 小金井市 | 47,375,675 | 45,561,171 | 1,814,504 | 0 | 1,814,504 | 1,814,504 | 96.4 | (8.2) | (96.4) | 小金井市 |
| 小平市 | 66,309,724 | 64,314,417 | 1,995,307 | 8,030 | 1,987,277 | 1,987,277 | 92.7 | (5.9) | (96.5) | 小平市 |
| 日野市 | 70,562,284 | 68,772,773 | 1,789,511 | 176,556 | 1,612,955 | 1,612,955 | 97.7 | (4.9) | (100.0) | 日野市 |
| 東村山市 | 56,003,282 | 53,754,570 | 2,248,712 | 411,511 | 1,837,201 | 1,837,201 | 93.1 | (6.9) | (101.3) | 東村山市 |
| 国分寺市 | 46,589,221 | 45,291,140 | 1,298,081 | 68,684 | 1,229,397 | 1,229,397 | 96.8 | (5.2) | (96.8) | 国分寺市 |
| 国立市 | 31,626,938 | 30,974,634 | 652,304 | 48,944 | 603,360 | 603,360 | 96.2 | (3.9) | (96.2) | 国立市 |
| 福生市 | 24,950,685 | 24,503,727 | 446,958 | 3,894 | 443,064 | 443,064 | 93.1 | (4.1) | (96.9) | 福生市 |
| 狛江市 | 29,696,799 | 28,542,576 | 1,154,223 | 111,030 | 1,043,193 | 1,043,193 | 91.3 | (7.2) | (96.7) | 狛江市 |
| 東大和市 | 32,418,382 | 30,870,974 | 1,547,408 | 74,054 | 1,473,354 | 1,473,354 | 94.4 | (9.5) | (102.8) | 東大和市 |
| 清瀬市 | 31,024,966 | 30,173,482 | 851,484 | 0 | 851,484 | 851,484 | 93.1 | (6.0) | (100.0) | 清瀬市 |
| 東久留米市 | 43,066,758 | 41,059,311 | 2,007,447 | 169,549 | 1,837,898 | 1,837,898 | 94.5 | (8.8) | (102.3) | 東久留米市 |
| 武蔵村山市 | 28,347,714 | 27,520,124 | 827,590 | 44,430 | 783,160 | 783,160 | 94.6 | (6.1) | (102.5) | 武蔵村山市 |
| 多摩市 | 54,929,814 | 53,584,629 | 1,345,185 | 323,833 | 1,021,352 | 1,021,352 | 90.3 | (3.4) | (90.3) | 多摩市 |
| 稲城市 | 34,626,957 | 33,680,890 | 946,067 | 147,056 | 799,011 | 799,011 | 89.1 | (4.8) | (93.5) | 稲城市 |
| 羽村市 | 23,468,538 | 22,897,901 | 570,637 | 1,800 | 568,837 | 568,837 | 100.7 | (5.4) | (105.5) | 羽村市 |
| あきる野市 | 29,524,954 | 29,201,916 | 323,038 | 6,270 | 316,768 | 316,768 | 98.6 | (2.1) | (107.0) | あきる野市 |
| 西東京市 | 75,743,341 | 74,451,164 | 1,292,177 | 19,534 | 1,272,643 | 1,272,643 | 95.3 | (3.5) | (102.5) | 西東京市 |
| 瑞穂町 | 15,612,563 | 15,329,194 | 283,369 | 96,128 | 187,241 | 187,241 | 90.2 | (2.7) | (90.2) | 瑞穂町 |
| 日の出町 | 8,950,906 | 8,717,506 | 233,400 | 0 | 233,400 | 233,400 | 109.7 | (6.0) | (119.6) | 日の出町 |
| 檜原村 | 3,609,088 | 3,493,391 | 115,697 | 0 | 115,697 | 115,697 | 81.6 | (8.6) | (84.8) | 檜原村 |
| 奥多摩町 | 6,558,674 | 6,396,582 | 162,092 | 0 | 162,092 | 162,092 | 76.9 | (6.7) | (80.0) | 奥多摩町 |
| 大島町 | 8,679,392 | 8,404,677 | 274,715 | 51,463 | 223,252 | 223,252 | 97.2 | (7.2) | (102.4) | 大島町 |
| 利島村 | 1,673,071 | 1,613,061 | 60,010 | 0 | 60,010 | 60,010 | 76.9 | (18.3) | (79.7) | 利島村 |
| 新島村 | 4,611,052 | 4,473,632 | 137,420 | 0 | 137,420 | 137,420 | 86.8 | (8.5) | (90.4) | 新島村 |
| 神津島村 | 2,605,691 | 2,543,219 | 62,472 | 0 | 62,472 | 62,472 | 82.2 | (6.0) | (83.7) | 神津島村 |
| 三宅村 | 4,655,900 | 4,525,271 | 130,629 | 533 | 130,096 | 130,096 | 86.0 | (8.6) | (89.8) | 三宅村 |
| 御蔵島村 | 1,615,576 | 1,569,382 | 46,194 | 7,196 | 38,998 | 38,998 | 71.0 | (11.2) | (73.4) | 御蔵島村 |
| 八丈町 | 7,473,946 | 7,343,434 | 130,512 | 25,238 | 105,274 | 105,274 | 87.2 | (3.1) | (91.4) | 八丈町 |
| 青ヶ島村 | 1,070,241 | 764,695 | 305,546 | 54,944 | 250,602 | 250,602 | 88.2 | (108.2) | (88.2) | 青ヶ島村 |
| 小笠原村 | 4,700,453 | 4,478,422 | 222,031 | 0 | 222,031 | 222,031 | 84.6 | (12.0) | (88.1) | 小笠原村 |
| 市計 | 1,589,008,832 | 1,540,707,088 | 48,301,744 | 4,584,794 | 43,716,950 | 43,716,950 | 91.9 | (5.5) | (95.2) | 市計 |
| 西多摩計 | 34,731,231 | 33,936,673 | 794,558 | 96,128 | 698,430 | 698,430 | 92.6 | (4.8) | (95.6) | 西多摩計 |
| 島しょ計 | 37,085,322 | 35,715,793 | 1,369,529 | 139,374 | 1,230,155 | 1,230,155 | 87.9 | (9.2) | (91.7) | 島しょ計 |
| 町村計 | 71,816,553 | 69,652,466 | 2,164,087 | 235,502 | 1,928,585 | 1,928,585 | 90.4 | (6.9) | (93.8) | 町村計 |
| 市町村計 | 1,660,825,385 | 1,610,359,554 | 50,465,831 | 4,820,296 | 45,645,535 | 45,645,535 | 91.8 | (5.5) | (95.1) | 市町村計 |

(単位:千円、%)

令和元年9月25日に公表した速報値から
変動はありません。

令和元年11月27日
総務局

平成30年度決算に基づく都内区市町村等の健全化判断比率等の概要（確報）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第4項及び同法第22条第3項の規定に基づき、都内区市町村等（62区市町村及び公営企業会計を有する一部事務組合）の平成30年度決算に基づく健全化判断比率等（健全化判断比率及び資金不足比率）の概要を公表します。

※ 健全化判断比率等についての定義及び基準については、別紙1をご覧ください。

1 健全化判断比率の概要

健全化判断比率が早期健全化基準に達した区市町村はありません。

※ 団体別の健全化判断比率について、特別区分は別紙2を、市町村分は別紙3をご覧ください。

(1) 実質赤字比率

全団体において、実質赤字額はありません。

(2) 連結実質赤字比率

全団体において、連結実質赤字額はありません。

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準25%以上の団体はありません。

なお、地方債の発行に許可を要する18%以上の団体もありません。

(4) 将来負担比率

早期健全化基準350%以上の団体はありません。

2 資金不足比率の概要

資金不足比率が経営健全化基準に達した公営企業会計はありません。

※ 団体別の資金不足比率については、別紙4をご覧ください。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。対象となる会計数は71です。

3 総括

都内区市町村においては、昨年度に引き続き、いずれの指標についても、早期健全化基準を下回る結果となりました。

しかしながら、歳入面では、法人住民税法人税割の税率改正など、消費税率引上げ時の税制改正の影響も懸念され、今後の見通しについては不透明な状況です。

また、歳出面においては、喫緊の課題である待機児童の解消に加え、超高齢社会への対応や公共施設の老朽化対策などに伴う負担の増加が見込まれ、今後、地方債の発行や基金の取崩しにより、指標が悪化することも懸念されます。

このため、各区市町村においては、これらの指標に基づき、地方公営企業や、土地開発公社をはじめとした第三セクター等の経営を含めた団体全体の財政状況を分析・把握しつつ、今後も、財政運営の一層の健全化に取り組んでいくことが重要です。

※ なお、特別区は地方交付税が都区合算で算定されているなど財政制度に特殊性を有しているため、これらの指標が必ずしも特別区の実態を正確に表しているとは言えません。

<問い合わせ先>

総務局行政部区政課

電話 03-5388-2426

総務局行政部市町村課

電話 03-5388-2432

【用語の定義】

○ 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（3か年平均）

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等（区市町村）】

| | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------------------|--------|
| 実質赤字比率 | 財政規模に応じ 11.25%～15% | 20% |
| 連結実質赤字比率 | 財政規模に応じ 16.25%～20% | 30% |
| 実質公債費比率 | 25% | 35% |
| 将来負担比率 | 350% | — |
| 資金不足比率 | （経営健全化基準）20% | — |

平成30年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（特別区分）

（単位：％）

| 団体名 | 実質赤字比率 | | 連結実質赤字比率 | | 実質公債費比率 | | 将来負担比率 | |
|-------|--------|------|----------|------|---------|------|--------|------|
| | 30年度 | 29年度 | 30年度 | 29年度 | 30年度 | 29年度 | 30年度 | 29年度 |
| 千代田区 | — | — | — | — | 0.3 | 0.5 | — | — |
| 中央区 | — | — | — | — | 0.0 | 0.0 | — | — |
| 港区 | — | — | — | — | -2.5 | -2.5 | — | — |
| 新宿区 | — | — | — | — | -3.8 | -3.8 | — | — |
| 文京区 | — | — | — | — | -4.5 | -4.4 | — | — |
| 台東区 | — | — | — | — | -1.9 | -1.0 | — | — |
| 墨田区 | — | — | — | — | -0.8 | -0.7 | — | — |
| 江東区 | — | — | — | — | -4.2 | -4.4 | — | — |
| 品川区 | — | — | — | — | -4.5 | -4.6 | — | — |
| 目黒区 | — | — | — | — | -4.0 | -4.0 | — | — |
| 大田区 | — | — | — | — | -3.9 | -3.5 | — | — |
| 世田谷区 | — | — | — | — | -3.8 | -3.4 | — | — |
| 渋谷区 | — | — | — | — | -3.7 | -3.7 | — | — |
| 中野区 | — | — | — | — | -2.4 | -1.7 | — | — |
| 杉並区 | — | — | — | — | -6.2 | -6.4 | — | — |
| 豊島区 | — | — | — | — | -2.4 | -2.8 | — | — |
| 北区 | — | — | — | — | -3.4 | -3.7 | — | — |
| 荒川区 | — | — | — | — | 1.2 | 0.6 | — | — |
| 板橋区 | — | — | — | — | -3.8 | -3.4 | — | — |
| 練馬区 | — | — | — | — | -4.0 | -4.2 | — | — |
| 足立区 | — | — | — | — | -3.4 | -2.4 | — | — |
| 葛飾区 | — | — | — | — | -0.1 | 0.7 | — | — |
| 江戸川区 | — | — | — | — | -5.8 | -6.0 | — | — |
| 特別区平均 | — | — | — | — | -3.4 | -3.2 | — | — |

【備考】 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「—」と表記している。
2 平均値は加重平均である。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（市町村分）

（単位：％）

| 団体名 | 実質赤字比率 | | 連結実質赤字比率 | | 実質公債費比率 | | 将来負担比率 | |
|-------|--------|------|----------|------|---------|------|--------|-------|
| | 30年度 | 29年度 | 30年度 | 29年度 | 30年度 | 29年度 | 30年度 | 29年度 |
| 八王子市 | — | — | — | — | -0.6 | -0.5 | — | — |
| 立川市 | — | — | — | — | 2.8 | 2.5 | — | — |
| 武蔵野市 | — | — | — | — | -0.4 | -0.7 | — | — |
| 三鷹市 | — | — | — | — | 2.3 | 3.5 | 2.5 | 11.8 |
| 青梅市 | — | — | — | — | 2.7 | 2.4 | — | 0.0 |
| 府中市 | — | — | — | — | 3.0 | 2.9 | — | — |
| 昭島市 | — | — | — | — | 0.2 | 0.2 | — | — |
| 調布市 | — | — | — | — | 0.5 | 0.7 | 6.8 | 0.7 |
| 町田市 | — | — | — | — | -0.3 | -0.6 | — | — |
| 小金井市 | — | — | — | — | 2.5 | 2.8 | 7.6 | 9.6 |
| 小平市 | — | — | — | — | 1.2 | 0.7 | — | — |
| 日野市 | — | — | — | — | -2.3 | -1.7 | 1.0 | 10.6 |
| 東村山市 | — | — | — | — | 3.4 | 4.9 | 0.3 | 6.0 |
| 国分寺市 | — | — | — | — | -1.0 | -0.6 | — | — |
| 国立市 | — | — | — | — | -0.8 | -1.4 | — | — |
| 福生市 | — | — | — | — | -3.2 | -3.0 | — | — |
| 狛江市 | — | — | — | — | 2.0 | 2.5 | 14.3 | 17.9 |
| 東大和市 | — | — | — | — | -2.7 | -2.6 | — | — |
| 清瀬市 | — | — | — | — | 3.6 | 4.1 | 21.9 | 23.4 |
| 東久留米市 | — | — | — | — | 0.2 | 0.4 | — | — |
| 武蔵村山市 | — | — | — | — | -0.2 | -0.3 | — | — |
| 多摩市 | — | — | — | — | 0.6 | 0.3 | — | — |
| 稲城市 | — | — | — | — | 2.7 | 2.1 | 33.7 | 30.1 |
| 羽村市 | — | — | — | — | 2.0 | 2.0 | 7.7 | 5.3 |
| あきる野市 | — | — | — | — | 8.6 | 8.5 | 45.5 | 51.5 |
| 西東京市 | — | — | — | — | 0.8 | 0.1 | 25.2 | 19.2 |
| 瑞穂町 | — | — | — | — | 0.8 | 0.6 | — | — |
| 日の出町 | — | — | — | — | 5.3 | 6.0 | — | 3.3 |
| 檜原村 | — | — | — | — | 5.2 | 4.9 | — | — |
| 奥多摩町 | — | — | — | — | 5.9 | 5.6 | — | — |
| 大島町 | — | — | — | — | 12.0 | 11.5 | 131.9 | 121.4 |
| 利島村 | — | — | — | — | 2.8 | 2.8 | — | — |
| 新島村 | — | — | — | — | 6.8 | 7.3 | — | — |
| 神津島村 | — | — | — | — | 1.6 | 1.6 | — | — |
| 三宅村 | — | — | — | — | 3.9 | 3.9 | — | — |
| 御蔵島村 | — | — | — | — | 2.4 | 2.2 | — | — |
| 八丈町 | — | — | — | — | 12.5 | 12.4 | 17.5 | 34.8 |
| 青ヶ島村 | — | — | — | — | -0.3 | -2.2 | — | — |
| 小笠原村 | — | — | — | — | 8.4 | 9.8 | — | — |
| 市町村平均 | — | — | — | — | 1.0 | 1.0 | — | — |
| 市平均 | — | — | — | — | 0.8 | 0.9 | — | — |
| 町村平均 | — | — | — | — | 5.7 | 5.8 | — | — |

【備考】1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「—」と表記している。

2 平均値は加重平均である。

平成30年度決算に基づく資金不足比率一覧表

(単位：%)

| 団体名 | 特別会計の名称 | 資金不足比率 | | 団体名 | 特別会計の名称 | 資金不足比率 | |
|-------|----------------------------------|--------|------|-----------------|--------------------------|--------|------|
| | | 30年度 | 29年度 | | | 30年度 | 29年度 |
| 八王子市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 羽村市 | 羽村市水道事業会計 | — | — |
| 立川市 | 下水道事業 | — | — | 羽村市 | 羽村市下水道事業会計 | — | — |
| 武蔵野市 | 水道事業 | — | — | あきる野市 | 下水道事業特別会計 | — | — |
| 武蔵野市 | 下水道事業 | — | — | 西東京市 | 下水道事業特別会計 | — | — |
| 三鷹市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 瑞穂町 | 瑞穂町下水道事業特別会計 | — | — |
| 青梅市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 日の出町 | 下水道事業特別会計 | — | — |
| 青梅市 | モーターボート競走事業会計 | — | — | 檜原村 | 簡易水道特別会計 | — | — |
| 青梅市 | 病院事業会計 | — | — | 檜原村 | 下水道事業特別会計 | — | — |
| 府中市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 奥多摩町 | 病院事業会計 | — | — |
| 府中市 | 競走事業会計 | — | — | 奥多摩町 | 下水道事業特別会計 | — | — |
| 昭島市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 大島町 | 水道事業会計 | — | — |
| 昭島市 | 中神土地区画整理事業特別会計 | — | — | 利島村 | 簡易水道事業特別会計 | — | — |
| 昭島市 | 水道事業会計 | — | — | 利島村 | 合併処理浄化槽事業特別会計 | — | — |
| 調布市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 新島村 | 簡易水道事業会計 | — | — |
| 町田市 | 町田市病院事業会計 | — | — | 新島村 | と畜場事業会計 | — | — |
| 町田市 | 町田市下水道事業会計 | — | — | 新島村 | 下水道事業会計 | — | — |
| 小金井市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 神津島村 | 農業集落排水特別会計 | — | — |
| 小平市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 神津島村 | 簡易水道特別会計 | — | — |
| 日野市 | 市立病院事業会計 | — | — | 三宅村 | 旅客自動車運送事業会計 | — | — |
| 日野市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 三宅村 | 簡易水道事業会計 | — | — |
| 東村山市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 御蔵島村 | 簡易水道事業会計 | — | — |
| 国分寺市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 御蔵島村 | 観光施設事業会計 | — | — |
| 国分寺市 | 国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業特別会計 | — | — | 八丈町 | 水道事業会計 | — | — |
| 国立市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 八丈町 | 一般旅客自動車運送事業会計 | — | — |
| 福生市 | 福生市下水道事業会計 | — | — | 八丈町 | 病院事業会計 | — | — |
| 狛江市 | 公共下水道特別会計 | — | — | 八丈町 | 浄化槽設置管理事業特別会計 | — | — |
| 東大和市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 青ヶ島村 | 簡易水道事業特別会計 | — | — |
| 東大和市 | 土地区画整理事業特別会計 | — | — | 青ヶ島村 | 合併処理浄化槽事業特別会計 | — | — |
| 清瀬市 | 下水道事業会計 | — | — | 小笠原村 | 簡易水道事業特別会計 | — | — |
| 東久留米市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 小笠原村 | 浄化槽事業特別会計 | — | — |
| 武蔵村山市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 特別区競馬組合 | 特別区競馬組合一般会計 | — | — |
| 武蔵村山市 | 都市核地区土地区画整理事業特別会計 | — | — | 阿伎留病院企業団 | 病院事業会計 | — | — |
| 多摩市 | 下水道事業会計 | — | — | 昭和病院企業団 | 病院事業会計 | — | — |
| 稲城市 | 病院事業会計 | — | — | 福生病院組合 | 福生病院組合病院事業会計 | — | — |
| 稲城市 | 下水道事業特別会計 | — | — | 青梅、羽村地区工業用水道企業団 | 青梅、羽村地区工業用水道企業団工業用水道事業会計 | — | — |
| | | | | 東京都六市競艇事業組合 | モーターボート競走事業会計 | — | — |

【備考】 資金不足額がない場合は、「—」と表記している。

3 主な用語の説明

本資料における主な用語については次のとおりである。

○地方公共団体関係

- 1 **都市** 狭義には、市のうち地方自治法による指定を受けた政令指定都市等（政令指定都市、中核市及び特例市）以外のものをいう。平成 29 年度末現在、東京都内の市は、八王子市を除き、この「都市」に分類される。
- 2 **一部事務組合** 都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体（特別地方公共団体）のこと。

○決算統計基本用語

- 1 **地方財政状況調査** 総務省が毎年度行う地方財政に関する統計調査。この調査結果は、国会に報告され、「地方財政の状況」（地方財政白書）として公表される。
- 2 **普通会計** 地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。普通会計としてとりまとめる統計及びこの集計結果を通常、決算統計と称する。
- 3 **地方公営事業会計** 地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、交通災害共済事業等に係る会計の総称
- 4 **決算額** 本資料においては、特に断りのない限り、都内各市町村の普通会計決算額の合計額（市町村決算額）を指す。
- 5 **形式収支** 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額
- 6 **実質収支** 当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額を見るもので、形式収支から、翌年度以降に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額
- 7 **単年度収支** 実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額
- 8 **実質単年度収支** 単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額

○歳入関係

- 1 **一般財源** 通常、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額を指す。市町村においては、これらのほか、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び自動車取得税交付金を加算した額をいう。
- 2 **一般財源等** 一般財源のほか、目的が特定されていない寄付金など、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。
- 3 **地方譲与税** 国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税等がある。
- 4 **地方特例交付金** 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される減収補填特例交付金をいう。
- 5 **地方交付税** 地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ

税のそれぞれの一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税とがある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付される。

- 6 **基準財政需要額** 普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

$$\begin{array}{ccc} \text{単位費用} & \times \text{測定単位} & \times \text{補正係数} \\ (\text{測定単位 1 当たり費用}) & (\text{人口・面積等}) & (\text{寒冷補正等}) \end{array}$$

- 7 **基準財政収入額** 普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

$$(\text{市町村の場合}) \quad \text{標準的な地方税収入} \times 100 \text{ 分の } 75 + \text{地方譲与税等}$$

- 8 **国庫支出金** 国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等をいう。
- 9 **都(道府県)支出金** 都(道府県)の市町村に対する支出金。都(道府県)が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都(道府県)が国庫支出金を経費の全部又は一部として交付する支出金とがある。
- 10 **財源対策債** 昭和 51 年度以降、地方財源不足額を補てんするために発行された建設地方債
- 11 **減収補填債** 地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行する地方債。地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 5 条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第 5 条の特例として発行される特例分がある。
- 12 **減税補填債** 恒久的な減税等による地方公共団体の減収額を埋めるために、地方財政法第 5 条の特例として発行する地方債。税の振り替わりとしての性格を持つものであり、一般財源と同様に普通建設事業以外の経費にも充当できる。平成 19 年度地方債計画において皆減となった。
- 13 **臨時財政対策債** 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債。平成 29 年度から 31 年度の間に係る特例とされており、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされている。

○歳出関係

- 1 **目的別歳出** 行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に大別することができる。
- 2 **性質別歳出** 経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができる。
- 3 **義務的経費** 地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいう。職員給等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。
- 4 **投資的経費** 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。
- 5 **補助事業** 地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業
- 6 **単独事業** 地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業
- 7 **国直轄事業** 国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業

を自ら行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するものである。

○財政分析指標

- 1 **経常収支比率** 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源等の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等(経常一般財源等)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合
- 2 **公債費負担比率** 地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に対する割合
- 3 **実質収支比率** 実質収支の標準財政規模に対する割合
- 4 **財政力指数** 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の直近3か年度の平均値
- 5 **標準財政規模** 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額

○地方財政計画等

- 1 **地方財政計画** 内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。地方財政計画には、①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う、③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。
- 2 **地方債計画** 地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画
- 3 **債務負担行為** 数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。地方自治法で予算の一部を構成することと規定されている。
- 4 **基金** 条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう。その性質・目的から、積立基金(財産を維持し、又は資金を積み立てるための基金)と定額運用基金(定額の資金を運用するための基金)とに分類することができる。
- 5 **財政調整基金** 積立基金のうち、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するもの
- 6 **減債基金** 積立基金のうち、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられるもの
- 7 **特定目的基金** 積立基金のうち、財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金